

熊本市公民連携手法活用指針

熊本市公民連携手法活用指針の策定にあたって

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という）が平成11年7月に制定されて以来、PFI事業は国や地方自治体等において着実に進められ、本市においても平成16年12月に「熊本市PFI活用指針」を策定、平成23年4月に第2版の改定を行う中、これまで、PFI手法による事業を2件（熊本市総合保健福祉センター整備運営・PFI事業、熊本城桜の馬場観光交流施設整備運営事業）、また、PPPに含まれるDBO方式による事業を2件（下水汚泥固形燃料化施設、西部環境工場代替施設整備運営事業）実施してきた。

このような中、本市を取り巻く環境は、以下のとおり厳しさを増しており、「熊本市公共施設総合管理計画」においても、今後の公共施設の整備・運営にあたっては、民間の経営ノウハウや技術力、資金を活用したPPP/PFIに取り組んでいくこととされており、加えて、「第5次行財政改革計画」においても、質の高いサービスの提供と費用対効果の観点から、「民間でできるものは民間に委ねる」を基本に、民間の能力やノウハウを積極的に活用するとされている。

一方で、国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされたところである。

このような背景に鑑み、これまでの「熊本市PFI活用指針」を「熊本市公民連携手法活用指針」として改定を行い、本市財政状況の改善、良質な公共サービスの提供、中心市街地活性化などのまちづくりへの貢献を目的に、公民連携の積極的な導入を推進するもの。

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 公民連携手法導入にあたっての基本的方向性 | |
| Ⅰ 熊本市公民連携手法活用指針策定の背景 | 1 |
| 1 公共施設マネジメントに向けた取組 | 1 |
| 2 熊本地震を踏まえた本市のまちづくり | 3 |
| 5 国の動向と地元経済の活性化 | |
| Ⅱ 位置づけ | 4 |
| 第2章 公民連携手法の概要 | |
| Ⅰ 公民連携手法の基礎 | 5 |
| 1 公民連携とは | 5 |
| 2 公民連携の効果 | 6 |
| 3 公民連携の特徴 | 7 |
| 4 PFIの原則と主義 | 9 |
| Ⅱ 公民連携の仕組み | 10 |
| 1 対象施設 | 10 |
| 2 事業スキーム | 10 |
| 3 PPPの事業方式による分類 | 12 |
| 4 PFIの事業形態による分類 | 14 |
| 5 公共施設等運営権方式について | 15 |
| 6 実施手続きの流れ | 16 |
| 第3章 公民連携実施の手引き | |
| Ⅰ 実施体制 | 17 |
| 1 実施体制 | 17 |
| 2 実施体制における役割分担 | 17 |
| Ⅱ 実施手順 | 20 |
| 1 全体的な流れ | 22 |
| 2 事務の手順 | 24 |
| フェーズⅠ 導入検討段階 | 24 |
| フェーズⅡ 公募条件検討段階 | 50 |
| フェーズⅢ 事業者選定段階 | 58 |
| フェーズⅣ 事業実施段階 | 69 |
| 第4章 事業実施にあたっての留意事項 | |
| Ⅰ 指定管理者制度とPFI | 71 |
| 1 「公の施設とは」 | 71 |
| 2 PFI事業における指定管理者制度の採用 | 71 |
| Ⅱ 公有財産の取り扱い | 74 |
| 1 PFI事業の施設用地の位置づけ | 74 |
| 2 行政財産のPFI事業者への貸し付けの特例 | 74 |
| Ⅲ 市民等との協働 | 75 |
| 1 PI（パブリックインボルブメント）の実施 | 75 |
| ◇ 資料編 | |

第1章 公民連携手法導入にあたっての基本的方向性

I 熊本市公民連携手法活用指針策定の背景

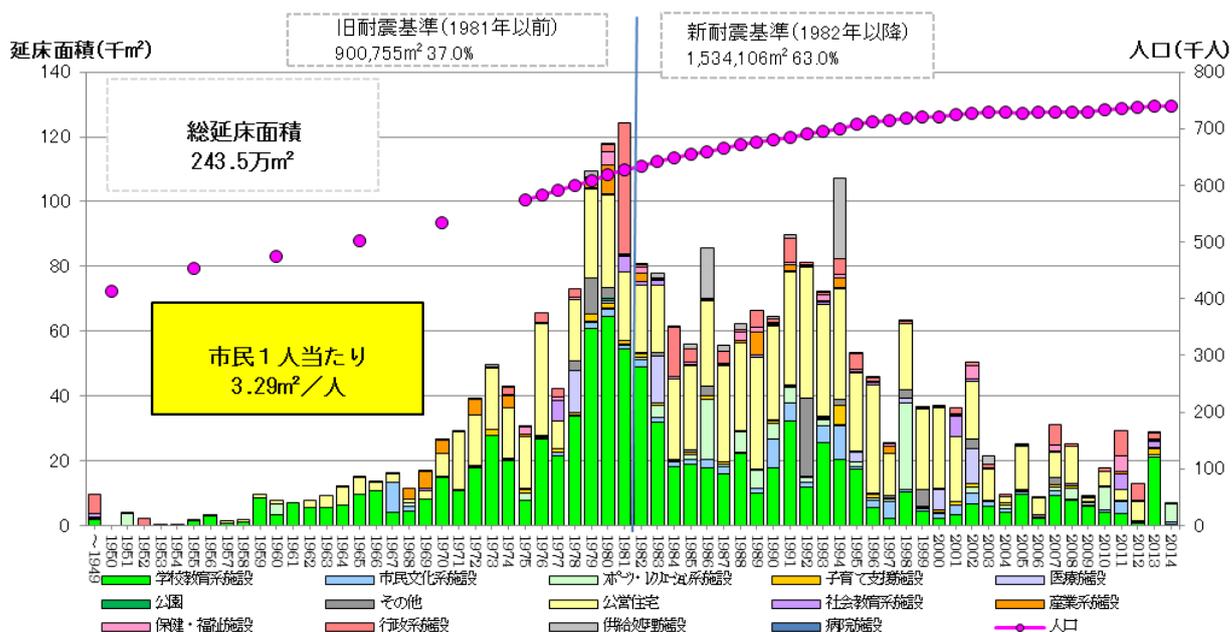
1 公共施設マネジメントに向けた取組み

(1) 公共施設等の老朽化と改修・更新時期の到来

本市では、高度経済成長期及び人口増加が著しかった昭和 50 年代を中心に、庁舎、学校、市営住宅等の公共建築物を集中的に整備しており、加えて、道路、下水道などのインフラ資産についても、合併等により拡大する市域を対象に整備を推進してきました。

一方で、建築物については、建築後 30 年を経過した建築物は全体の 48.3%を占めるなど、これまで整備してきた公共施設の老朽化は確実に進行しており、近い将来、これらの施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の費用が必要となることが想定されます。

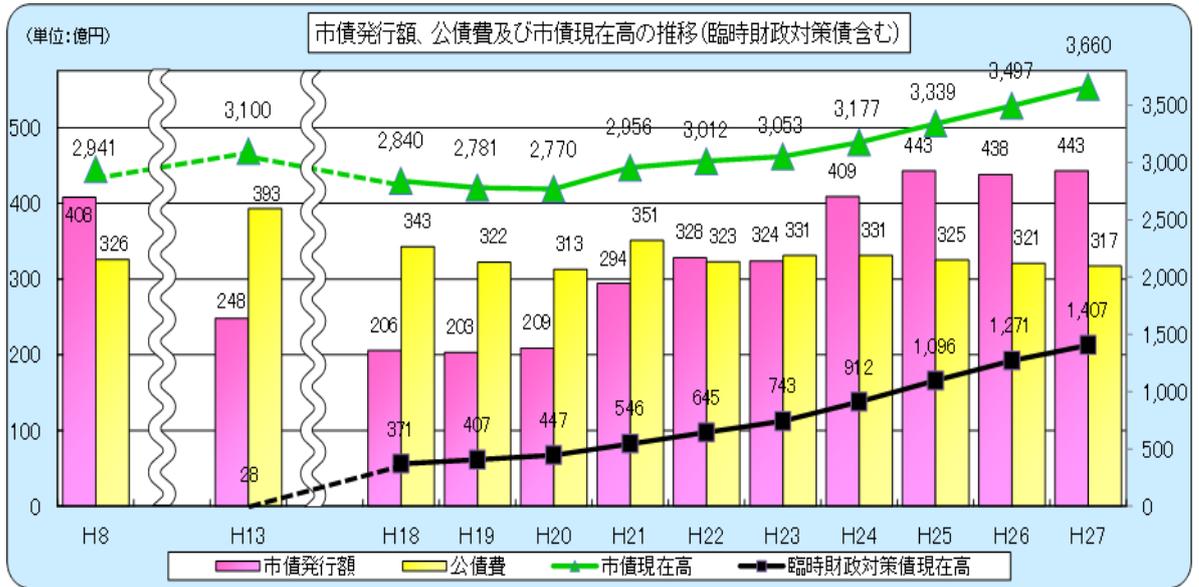
【年度別整備延床面積（公共施設）】



(2) 厳しさを増す財政状況

また、人口減少・少子高齢社会が進展する中において、歳入面では市税や地方交付税等の一般財源の大幅な増加を見込むことは困難な状況であり、また、歳出面では社会保障関係経費の増加や老朽化した施設の維持補修経費の増加等にも対応していく必要があります。さらには、熊本地震によって当面の間、被災したインフラ及び公共建築物の復旧や、被災者に寄り添った生活再建や地域経済の回復に向けた様々な取組にも多額の経費が必要となることを見込まれます。

【市債発行額、公債費及び市債残高の推移（臨時財政対策債含む）（平成 27 年度）】



(3) 熊本市公共施設等総合管理計画の策定

今後、大幅な増加が見込まれる公共施設の改修・更新費用を確保するためには、施設関連の投資額の抑制と平準化が必要不可欠であることから、本市では「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、資産総量の適正化や施設の長寿命化を図るとともに、施設運営に要する総コストの削減に向けた取り組みを推進していくこととしています。

取り組みの一つとして、本市にとって一段と深刻化した大規模施設の更新、維持管理、運営への対応のため、民間の資金やノウハウを活用した PPP/PFI 手法の積極的な導入を推進する事としています。

【公共施設マネジメントの基本方針「熊本市公共施設等総合管理計画より」】

- 方針1 資産総量の適正化
- 方針2 施設の長寿命化の推進
- 方針3 施設運営に要する総コストの削減

2 民間活力を活かした創造的なまちづくり

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により被災した本市公共施設の復旧には多額の費用を要するとともに、復旧復興を後押しする地域経済の活性化には、民間ノウハウや創意工夫を活用した創造的なまちづくりが必要です。

【平成 28 年熊本地震による被害が大きかった主な公共建築物の代表例】

| 施設名 | 建設年度 | 主な被害状況 |
|--------|--------|--|
| 熊本城天守閣 | 1960 年 | 屋根破損、下部石垣一部崩落。 |
| 中央公民館 | 1968 年 | 2 階の柱の約半数がせん断破壊。被災度区分は「大破」と判定。 |
| 本庁舎議会棟 | 1981 年 | 議場の天井・設備機器が落下。行政棟との通路(エキスパンションジョイント)部分が破損。 |



3 国の動向と地元経済の活性化

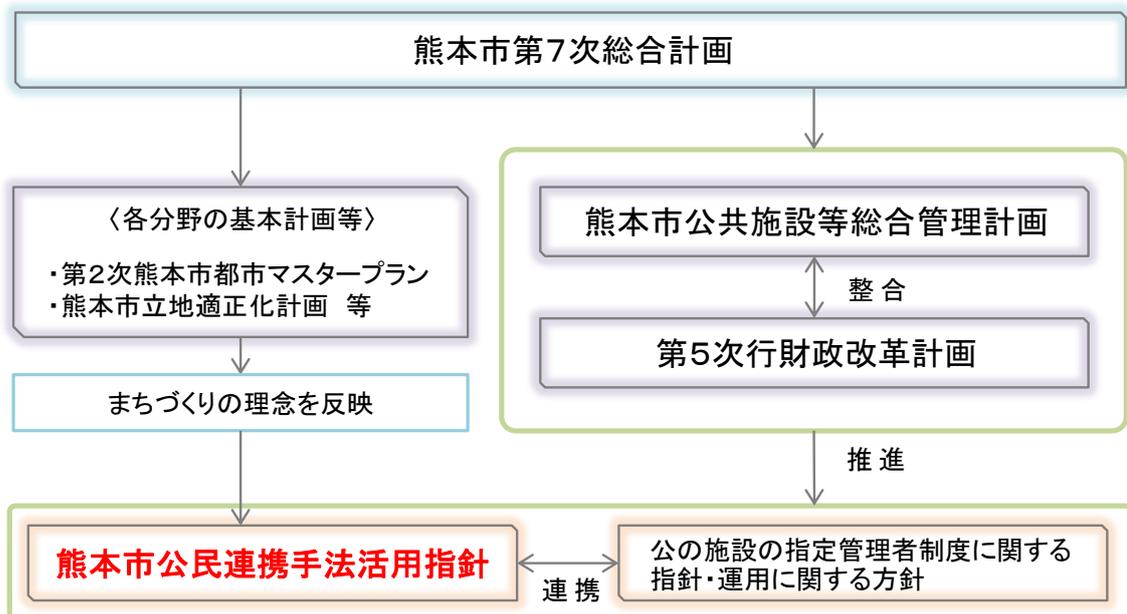
国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を踏まえ、平成 27 年 12 月 15 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が決定されました。具体的には、「人口 20 万人以上の地方公共団体において、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築する。」ことや「その拡大を図るため、地域における人材育成や連携強化等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームを設置する。」ことなどの努力規程が盛り込まれています。

本市においても、公共施設マネジメントの必要性から PPP/PFI を推進する事としていますが、実施にあたっては地元企業をはじめとする民間事業者の参画が不可欠であることから、地元企業の PPP/PFI における技術力や提案力の向上などを主たる目的とし、今後、産官学金による継続的な対話の場であるプラットフォーム（以下 PF という）の立ち上げを検討します。

本市が主体となり公平性・透明性を確保したうえで PF を設置することで、民間事業者の異業種間のネットワーク形成や、地元企業をはじめとする民間事業者の事業機会の創出による地元経済の成長や活性化が期待されます。

II 位置づけ

本指針と本市関連計画等の位置づけは以下のとおりです。



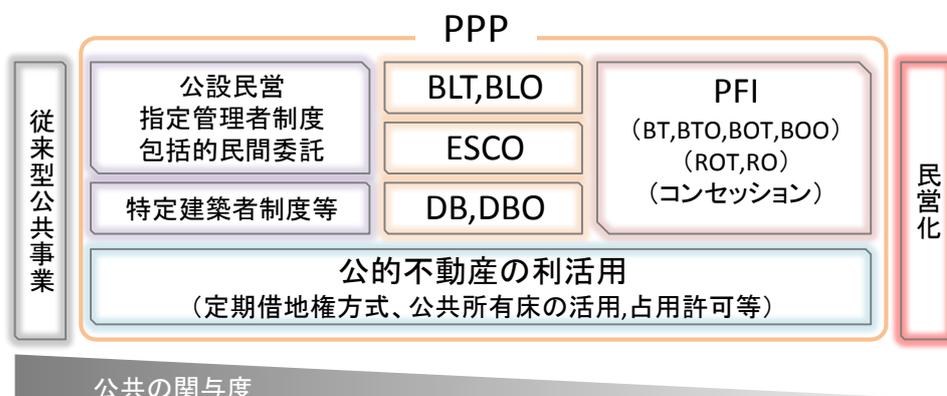
第2章 公民連携手法の概要

I 公民連携手法の基礎

1 PPPとは

公民連携=PPP (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ) とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法です。PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) は PPP の代表的な手法の一つであり、その他、指定管理者制度、DBO (design build operate : デザイン・ビルド・オペレート) 方式、さらに公的不動産の利活用等が含まれます。

なお、本指針においては、PFI 法等の趣旨に則り、公共施設の整備、維持管理、運営において民間の資金、経営能力及び技術能力を活用する以下の手法を導入検討の対象とします。



PFI とは、従来、国や地方公共団体が行っていた公共事業（設計、建設、維持管理、運営等）を民間の資金や経営能力及び技術能力を活用して効率的かつ効果的に実施し、公共サービスを提供する事業手法です。

従来の公共事業では、資金調達、設計、建設、維持管理、運営等を公共が直接実施するため、それぞれに仕様を決定した上で、入札等によって一部を民間事業者が発注（仕様発注方式）していましたが、PFI では、公共が求める性能のみを定め（性能発注方式）、民間事業者の技術やノウハウ等を活用した提案を募集する事で、質の高い公共サービスを目指す仕組みとなっています。

国においては、平成 11 年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）が施行され、その後、PFI の理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が策定され PFI の枠組みが設けられました。更には、各種ガイドラインやマニュアルが示され、PFI 推進に向けた環境整備が行われています。

2 PPP の効果

PPP 手法を活用する事により、主に以下のような効果が期待されます。

低廉で良質な公共サービスの提供

行政と民間事業者の適切な役割分担のもと、民間事業者が、設計・建設・維持管理・運営の全部または一部を一体的に扱うことで事業コストの縮減が期待されます。同時に、事業内容に応じた適切なスキームが構築され、リスク管理が効率的に行われるほか、民間事業者の資金・経営ノウハウ・創意工夫が活用されることを通じ、低廉で良質な公共サービスの提供が期待されます。

民間の事業機会の創出等による地元経済の成長・活性化

これまで行政が直接実施してきた事業分野へ民間事業者が参入することで新たな雇用の場が確保されるとともに、他の収益事業などと組み合わせて実施することで、民間事業者が新たな事業機会を生み出すこととなります。また、資金調達の方法として、プロジェクトファイナンス等の金融手法を取り入れることで、新しい金融市場の創設につながることも期待されます。

長期的・計画的な財政計画の実現

PPP 事業では、民間の資金調達能力を活用することにより、従来方式のように施設建設時における大規模な財政支出を発生させることなく公共から民間事業者へ平準化された金額がサービス対価として支払われるため、長期的・計画的な財政支出が可能になります。

なお、公共が長期にわたって債務を負担するため、実施にあたっては、後年度財政負担への影響を慎重に検討する必要があります。

創造的なまちづくり

熊本地震からの復旧・復興も踏まえたまちづくりにおいて、民間の資金力、経営力、創意工夫を活用する事により、まちの賑わいの創出、付加価値の向上によるまちの活性化などが期待されます。

3 PPPの特徴

国が定める「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下、基本方針）において、PFIを導入する特定事業の選定に関する基本的事項については、民間資金やノウハウの活用及び、公的財政負担の縮減（VFMの達成）に関することが、また、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項については、民間事業者と行政のリスク分担の明確化が規定されている。この基本的事項はPFIのみならず広くPPPにも適用するものであり、PPPの特徴として以下に提示します。

(1) 民間のノウハウ等と資金の活用

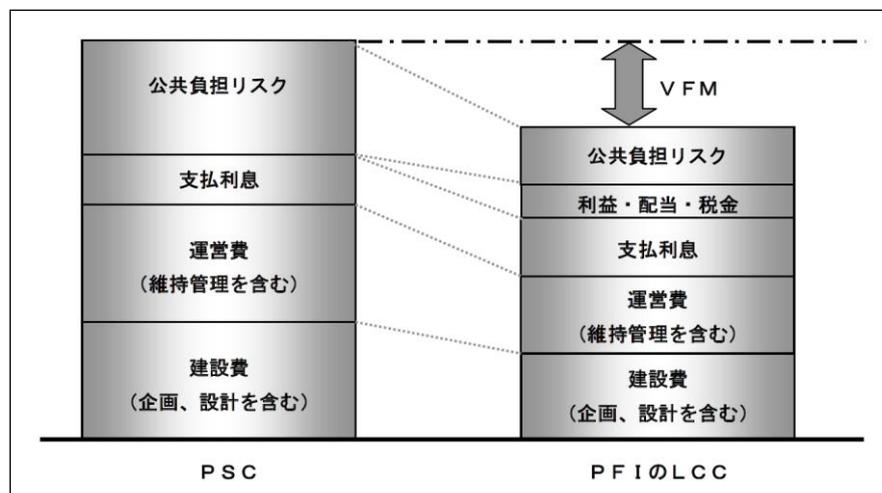
PPPは、従来、公共が実施してきた設計、建設、維持管理、運営を、民間事業者が一括して実施します。また、公共は詳細な仕様を定めること無く、基本的な要件を定めた性能発注を行うことにより、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用します。また、事業費の資金調達についても民間事業者が行うこととなります。

(2) VFMの達成

VFM (Value For Money: ヴァリュー・フォー・マネー) とは、支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を提供するという考え方であり、同一のサービスならば、より低いコストで提供する、同一のコストならば、より質の高いサービスを提供することを意味します。

PPP導入の判断にあたって、VFMが確保されているかどうかを確認する必要があり、具体的には、後に説明する簡易な検討や導入可能性の検討段階でシミュレーションのVFMを計算し、さらに、VFMは特定事業の選定時等に公表する事としています。(PFI法第11条では、特定事業の選定や民間事業者の選定にあたっては、「客観的な評価(特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表しなければならない。」とされており、VFMをこの客観的な指標としている。) なお、実際のVFMは落札者が決定して提案内容から計算されることとなります。

VFMの算定についてはP29において記載する事としますが、VFMを簡略化したイメージは次のとおりです。



- 「PSC」(Public Sector Comparator : パブリック・セクター・コンパレータ) とは従来型公共事業で実施する事業期間全体を通じた費用総額
- 「PFI 事業の LCC」(LCC : Life Cycle Cost : ライフ・サイクル・コスト) は民間が実施する場合の事業期間全体を通じた費用総額

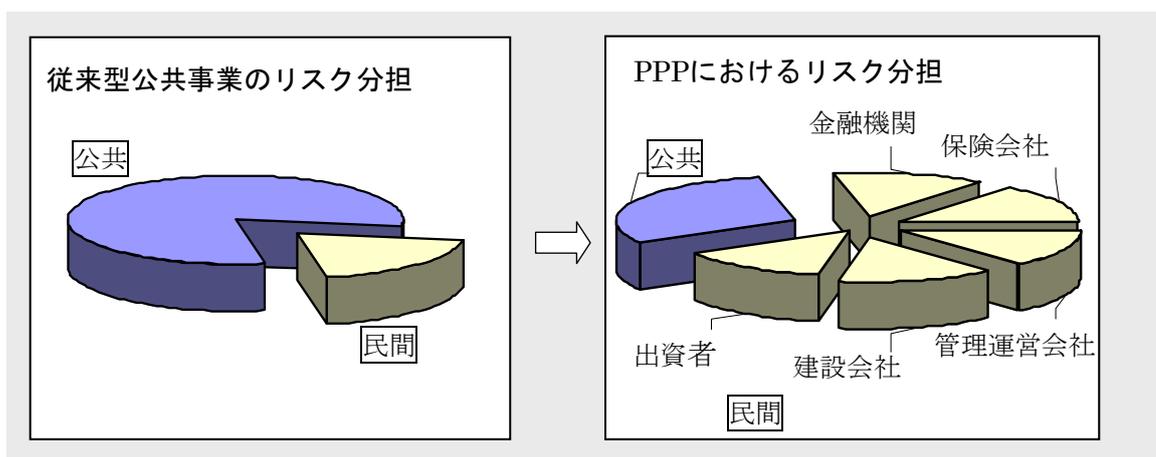
なお、PPP 導入の検討にあたっては VFM は算定するものであり、この場合の LCC は「PPP 事業の LCC」とします。

(3) リスクの分担

設計、建設から施設の維持管理・運営という極めて長期に渡る公共事業のライフサイクル期間において、これまで公共のみが担ってきた様々なリスクを適切に民間事業者に移転することにより、VFM の極大化を図ることも PPP の導入を判断する上で重要なポイントの一つである。

PPP におけるリスク分担は、全てのリスクを民間事業者に移転すれば良いというものではなく、「リスクを最もよく管理することが出来るものが、当該リスクを分担する」という根本的な考え方に基づいて行う。個別のリスクについて、公共と民間のどちらがその発生率を下げられるか、もしくは発生した場合の損失を最小限に食い止められるかを考えてリスク分担を行うことで、最も効率よく事業を実施していくことが可能となります。

リスク分担の検討にあたっては、外部アドバイザー、庁内関係課の協力を得ながら、PPP における一般的なリスクに加え、各事業特有のリスクを認識し、「最もリスクを適正に管理できるもの」に、リスクを分担します。なお、可能なものについては定量的なコスト評価を実施したうえで、VFM の算定に反映させます。



4 PFI の原則と主義

PPP のうち、PFI 導入にあたっては、国が定める「民間資金との活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下、基本方針）において、以下にあげる 5 つの原則と 3 つの主義が提示されています。

なお、PPP の導入にあたっては、以下の原則と主義をできる限り遵守する事とします。

①基本原則

| | |
|------------|--|
| 公共性原則 | 公共性のある事業であること |
| 民間経営資源活用原則 | 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること |
| 効率性原則 | 民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること |
| 公平性原則 | 特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること |
| 透明性原則 | 特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること |

②基本主義

| | |
|------|--|
| 客観主義 | 各段階での評価決定について客観性があること |
| 契約主義 | 公共と PFI 事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること |
| 独立主義 | PFI 事業者の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること |

II 公民連携の仕組み

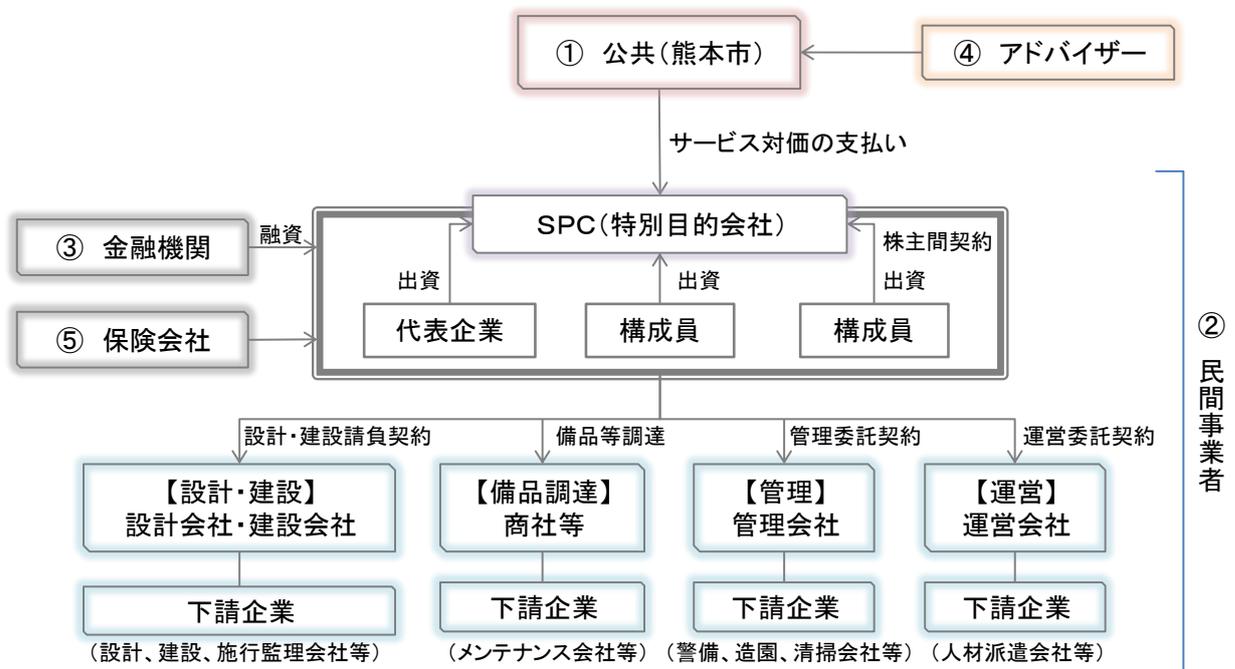
1 対象施設

PPPの対象となる施設については、PFI法第2条及び国が定めるPPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き、また、熊本市公共施設等総合管理計画との整合を図り、以下のとおりとします。

| 施設分類 | 内 容 |
|------|--------------------------------------|
| 建築物 | 市営住宅、文教施設、観光施設、医療施設、社会福祉施設、複合施設、庁舎 等 |
| インフラ | 道路、鉄軌道、港湾、河川、公園、水道、下水道 等 |
| プラント | 供給処理施設、下水汚泥有効利用施設 等 |
| その他 | 駐車場、駐輪場、地下通路 等 |

2 事業スキーム

PPPでは個々の事業の性質によって様々な事業スキームが考えられますが、基本的には、従来、公共が実施してきた設計、建設、維持管理、運営を、民間事業者が一括して実施するものです。一般的な例としてPFI事業においてコンソーシアム（共同事業体）を組成した場合における公共と民間事業者の関係性について以下に示します。



①公共（熊本市）

- 公共サービスの内容や水準を確定し、事業の実施について決定します。
- 事業を進めるための事業手法を選定し、PFI 事業であれば実施方針等の策定や特定事業の選定を行うなど、PPP の導入を決定します。
- 総合評価一般競争入札等による事業者を選定し、事業を実施します。
- 事業開始後は、民間事業者が適切な公共サービスを提供しているかどうか、事業者をモニタリング（監視）し、その結果に応じて、サービス対価を支払います。

②民間事業者

- 事業に応募しようとする企業は、複数の異業種企業とコンソーシアムを組成し、入札等に参加します。
- 事業者を選定されたコンソーシアムは、参加企業それぞれが出資等で資金を拠出し、事業を遂行するための「特別目的会社（SPC : Special Purpose Company）」を設立し、公共と事業契約を締結します。

③金融機関

- SPC に対して事業資金の融資等を行います。
- SPC の破綻により事業遂行に支障が生じる場合への対応等を定めた直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を必要に応じ公共と締結します。

④アドバイザー

- 公共に金融、法務、技術等に関する助言等を行います。

⑤保険会社

- SPC のリスクをカバーします。
- 例えば、計画段階においては「施工前事業関連賠償責任保険」、建設段階においては「建設工事保険」「第三者賠償責任保険」、運営段階においては「火災保険」「施設賠償保険」などの保険商品を SPC に提供します。

⑥利用者（市民等）

- 公民連携手法を通じ、利用者ニーズを反映した質の高い公共サービスを受けることができます。

3 PPPの事業方式による分類

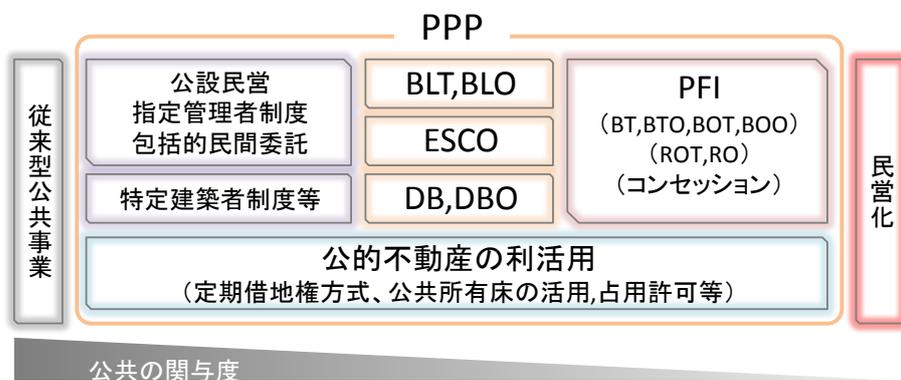
PPPの事業方式について、大別すると、PFI法に基づく事業方式とその他の事業方式に分類されます。さらに、事業の設計、建設、維持管理、運営、資金調達等における、公共と民間との役割分担及び所有形態などに着目し、PPPの代表的な事業方式を以下のように分類されます。

| PFIの事業方式（代表例） | |
|---|--|
| 類型 | 内容 |
| 新築型 | BOT Build Operate Transfer ○民間が自ら資金調達を行い、施設を「建設」 ○民間が契約期間中「管理・運営」を行って資金回収 ○事業終了段階で、公共に施設の所有権を「移転」する |
| | BOO Build Own Operate ○民間が自ら資金調達を行い、施設を「建設」 ○民間が施設を「保有」し続けたまま、「管理・運営」 ○事業終了段階で、公共への施設の所有権「移転」を行わず、民間が保有継続もしくは撤去 |
| | BTO Build Transfer Operate ○民間が自ら資金調達を行い、施設を「建設」 ○その後、施設の所有権を民間から公共に「移転」 ○民間が施設を「管理・運営」 |
| | BT Build Transfer ○民間が自ら資金調達を行い、施設を「建設」 ○その後、施設の所有権を民間から公共に「移転」 |
| 改修・補修型 | RO Rehabilitate Operate ○民間が自ら資金調達を行い、既存施設の「改修・補修」、「管理・運営」を一体的に行う |
| | ROT Rehabilitate Operate Transfer ○民間が自ら資金調達を行い、既存施設を「改修・補修」 ○民間が契約期間中「管理・運営」を行って資金回収 ○事業終了段階で、公共に施設の所有権を「移転」する |
| コンセッション | ○所有権を行政に残し、民間が運営権を買い取る ○利用料金等は民間の収益となり、施設の維持管理・運営等は民間負担 |
| ◎Build＝建設 ◎Operate＝管理 ◎Transfer＝譲渡 ◎Own＝保有 ◎Rehabilitate＝修繕 | |

| その他のPPP方式（代表例） | | |
|----------------|-----------------------------------|---|
| 類型 | 内容 | |
| リース型 | BLT Build Lease Transfer | ○民間が自ら資金調達を行い、施設を「建設」 ○その後、施設を民間から公共に「リース」 ○事業終了段階で、公共に施設の所有権を「移転」する |
| | BLO Build Lease Operate | ○民間が自ら資金調達を行い、施設を「建設」 ○その後、施設を民間から公共に「リース」 ○事業終了段階で、公共への施設の所有権「移転」を行わず、民間が保有継続もしくは撤去 |
| 行政資金調達型 | DB Design Build | ○行政が資金調達し、民間が施設の「設計」、「建設」を一体的に行う |
| | DBO Design Build Operate | ○行政が資金調達し、民間が施設の「設計」、「建設」、「管理・運営」を一体的に行う |
| 維持管理のみ | 指定管理者制度 | ○公の施設について、指定管理者が維持管理、運営を長期・包括により行う事業方式。 |
| | 包括的民間委託 | ○維持管理業務を長期・包括（施設全体や複数施設を対象とする）で委託する事業方式。 |
| 公有財産活用 | 定期借地方式 | ○公有地を民間に賃貸する方法。普通借地権とは異なり、原則的に契約期間終了後の更新がない定期借地権を活用するもの。賃貸借条件として、公益施設の導入を義務付ける場合や、賃貸人として公共の入居を前提とする場合もある。 |
| | 等価交換方式 | ○施設整備を行うに当たり、土地は公共が、建設費は民間事業者が負担して建物を作り、完成後にそれぞれがそれぞれの出費の割合に応じて土地と建物を取得する開発方法。 |
| | 売却方式 | ○公有地等の売却により資金を調達する方式。 |

◎Lease＝賃貸 ◎Design＝設計

【参考 PPP のフレーム（概念図）】



4 PFIの事業形態による分類

3 PPPの事業方式による分類のうち、PFI事業の形態は、民間事業者の事業費の回収方法に応じ、「独立採算型」、「サービス購入型」、「ジョイントベンチャー型」の3つに分類されます。

①独立採算型

公共が民間事業者に公共施設の建設・運営の許可を与え、民間事業者が建設・運営コストを料金収入によって回収します。



- ・民間が公共施設を建設、運営する。
- ・投資回収はその施設利用者からの料金回収による。
- ・公共部門の関与は計画策定、認可、法的手続きなどの実施に限定される。
- ・プロジェクトリスクは完全に公共から民間に移転される。

②サービス購入型

民間事業者がサービスを提供し、公共部門がこれを購入します。



- ・民間が資金調達を行い、公共施設の建設・維持管理・運営を行う。
- ・投資回収は、公共から支払われるサービス対価による。

③ジョイント・ベンチャー型（共同事業型）

公共と民間事業者が事業費等を分担して公共施設整備を進めるもので、運営は民間事業者が行います。



- ・公益性の観点からプロジェクトのコストの一部に公的資金が投入されるが、その他にも資金源が存在する。
- ・プロジェクトの最終的な運営責任を負うのは民間部門。

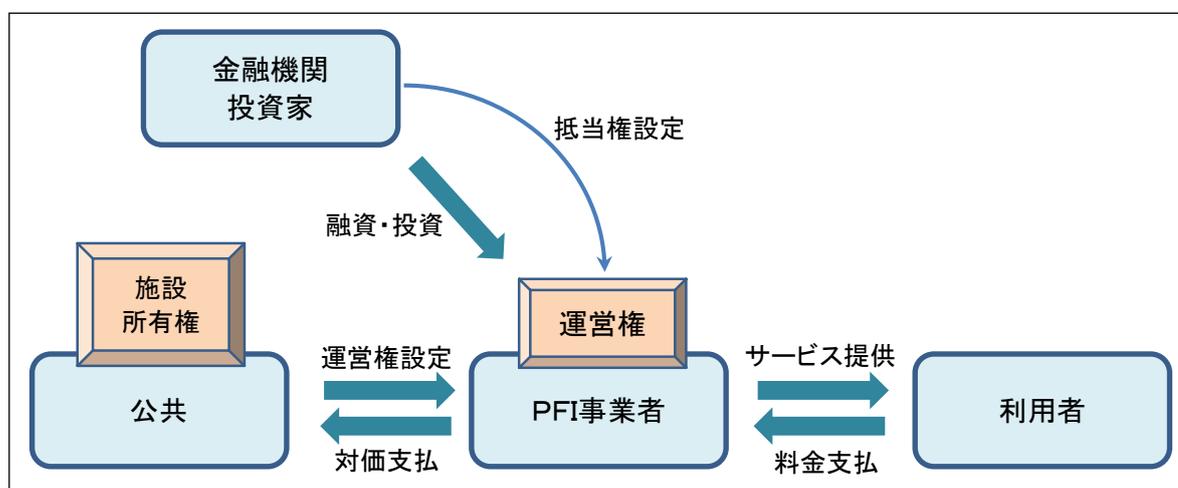
5 公共施設等運営権方式について

(1) 公共施設等運営権方式とは

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共に残したまま、運営を行う権利を民間事業者を設定するもので、コンセッション方式と呼ばれます。当該方式は、平成23年度のPFI法改正により新たに導入され、平成25年度に「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」が策定されました。

利用料金の決定等を含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とすることで、民間事業者の創意工夫が生かされ、公共施設等の価値の向上や利用促進が図られることにより、公共施設等の管理者等、民間事業者、利用者の三者にとって有益なものとなることが期待されます。

なお、実施方針に関する条例の制定や運営権設定の議決、運営権の登録など、通常のPFIとは異なる手続きが必要となるため、検討にあたっては留意が必要です。



(2) 公共施設等運営権制度の効果

①公共

事業主体となる民間事業者から公共施設等運営権設定の対価を徴収することにより、施設収入の早期回収が可能となります。事業収支、マーケットリスクが公共から民間事業者に移転されることとなります。

②PFI事業者

公共施設等運営権を独立した財産権とすることで、抵当権の設定等が可能となり、資金調達の円滑化が図れ、自由度の高い事業運営が可能となります。公共施設等運営権の取得費用は減価償却が可能です。

③金融機関、投資家

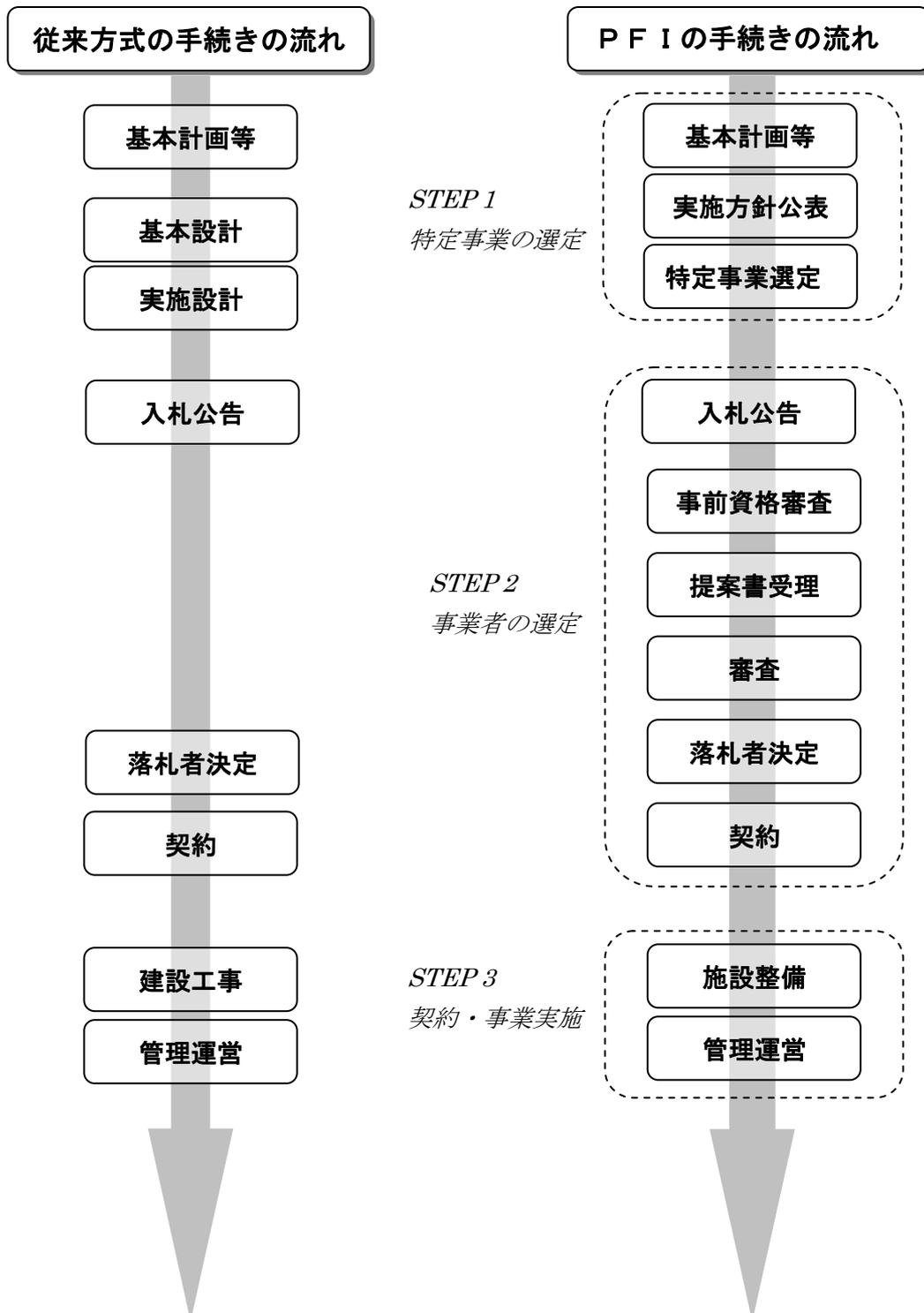
公共施設等運営権への抵当権の設定等が可能となり、担保が安定化します。公共施設等運営権が譲渡可能となり、投資リスクが低下します。

④利用者

民間事業者による自由度の高い運営が可能となるため、利用者ニーズを反映した質の高い公共サービスを受けることができます。

6 実施手続きの概要

施設整備から維持管理、運営を含む PPP のうち、PFI による代表的な事務の流れを以下に示します。

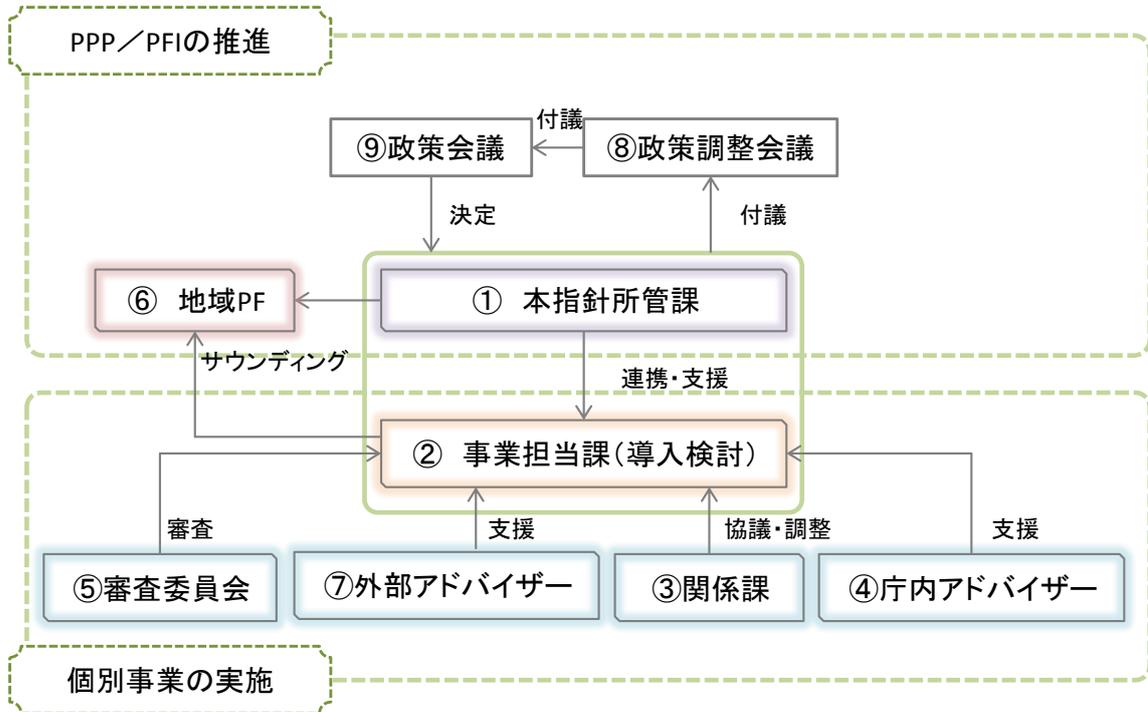


第3章 公民連携実施の手引き

I 実施体制

1 実施体制

本市における PPP/PFI 事業の実施体制は下図のとおりです。



2 実施体制における役割分担

①本指針所管課

○庁内の PPP/PFI の総括的な所管課として以下の事務を行います。

- 実施計画策定、サマーレビュー、予算編成等を通じた PPP/PFI 手法導入事業の抽出
- PPP/PFI の推進、地域 PF の立上げと運営、本指針の改定
- 事業担当課への助言、政策会議等の開催、ノウハウの蓄積、共通課題の整理
- 個別政策課題への対応、民間事業者による事業提案の受付

②事業担当課

○PPP/PFI の導入検討や実施にあたって、主体となって事務を進めます。

- PPP/PFI 手法導入に関する簡易・詳細な検討の実施
- 政策会議等への案件の付議
- 導入可能性調査やアドバイザーの委託、PPP/PFI 事業審査委員会の設置・運営
- 実施方針や募集要綱などの公募及び入札に係る業務、契約など事業実施に係る業務
- 民間事業者による提案事業の検討とその結果の通知
- 事業実施期間におけるモニタリング、評価並びに評価結果の本指針所管課への報告

③関係課

○総務課、法制課、財政課、営繕課、設備課などを想定しており、関係課所管業務の専門的な視点から、事業課への支援・助言を行います。

④庁内アドバイザー

○PPP/PFIに関連する事業を経験した職員等のスキルやノウハウを活用するため、事業の導入検討から事業実施段階等にわたり事業課を支援します。なお、庁内アドバイザーの通常業務への負荷を軽減するよう本指針所管課担当職員が主となり調整を図ることとします。当該システムの運用については、別途作成する庁内アドバイザー名簿を元に、本指針所管課の依頼により対象事業に応じたアドバイザーを割り当てます。

➤ 導入検討等における事業課への助言、政策調整会議等への参加、庁内説明会での講師

⑤PPP/PFI 事業審査委員会

○事業担当課においては、原則、個別の事業ごとに外部の学識経験者（法務、財務及び事業の特性に応じた専門家）を加えた委員会を設置し以下の審議を行います。

- 事業者選定方法の検討（総合評価一般競争入札の適否）
- 実施方針（案）、要求水準書（案）、特定事業の選定
- 落札者決定選定基準等の審議、提案書の審査、事業者の選定【法定による義務】

○地方自治法施行令においては、総合評価一般競争入札により民間事業者を選定する場合、落札者決定基準を定めようとするときに学識経験者の意見を聴かなければならないとした上で、この意見聴取において「当該基準に基づいて落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要がある」という意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴くこととされています。当該学識経験者の意見聴取については本委員会を充てるものとします。

○なお、「平成12年3月29日付自治事務次官通知「地方公共団体におけるPFI事業について」において、「PFI事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており（PFI法第7条第1項）、一般競争入札によることが原則とされていること。」とされているものの、一方で次項において「随意契約による場合の留意点」との項目を設けており、必ずしも総合評価一般競争入札に限るものではないとされています。このことから、総合評価一般競争入札方式によらない場合における、PPP/PFI事業審査委員会の設置の要否については、公平性や公共性の確保に努める一方、事務の簡素化の観点からも設置の要否を検討する必要があります。加えて、国が定める「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」においても審査委員会の効率的な開催による実施手続きの簡易化が提案されていることにも留意する必要があります。

⑥地域プラットフォーム（設置に向け検討中）

○地元企業をはじめとする民間事業者の事業機会の創出による地元経済の成長や活性化に向け、本市事業への PPP/PFI 手法導入の促進及び民間参入の可能性を高めるため、産官学金によるオフィシャルな対話の場を設置します。

- 産官学金を対象としたセミナー等の開催
- 本市事業における対話（サウンディング）の実施

＜地域プラットフォームの活用について＞

市民サービスの向上や VFM を最大化するためには、企画段階から民間事業者と市で課題を共有し、共に解決策を模索し、民間のアイデアやノウハウを取り入れることが重要です。そこで、公民連携手法を活用する事業の特性を踏まえ、必要に応じ、地域プラットフォームにおいて、事業の企画段階からの公募条件検討段階にわたり、民間事業者との対話等を行うこととしております。

⑦外部アドバイザー

○PPP/PFI の導入にあたっては、財務・金融、法律、建築技術等の各分野にわたる広範で専門的な知識やノウハウが必要になりますので、専門的知識を有する外部のコンサルタントと導入可能性調査委託契約及びアドバイザリー契約を締結するのが適当です。

⑧政策調整会議

○事業担当課から提案される下記事項等について評価及び審査を行います。

- PPP/PFI 導入検討対象事業に関する、事業課での簡易な検討結果の評価、導入可能性調査等の実施の要否
- 民間事業者からの提案に対する事業担当課の検討結果の評価

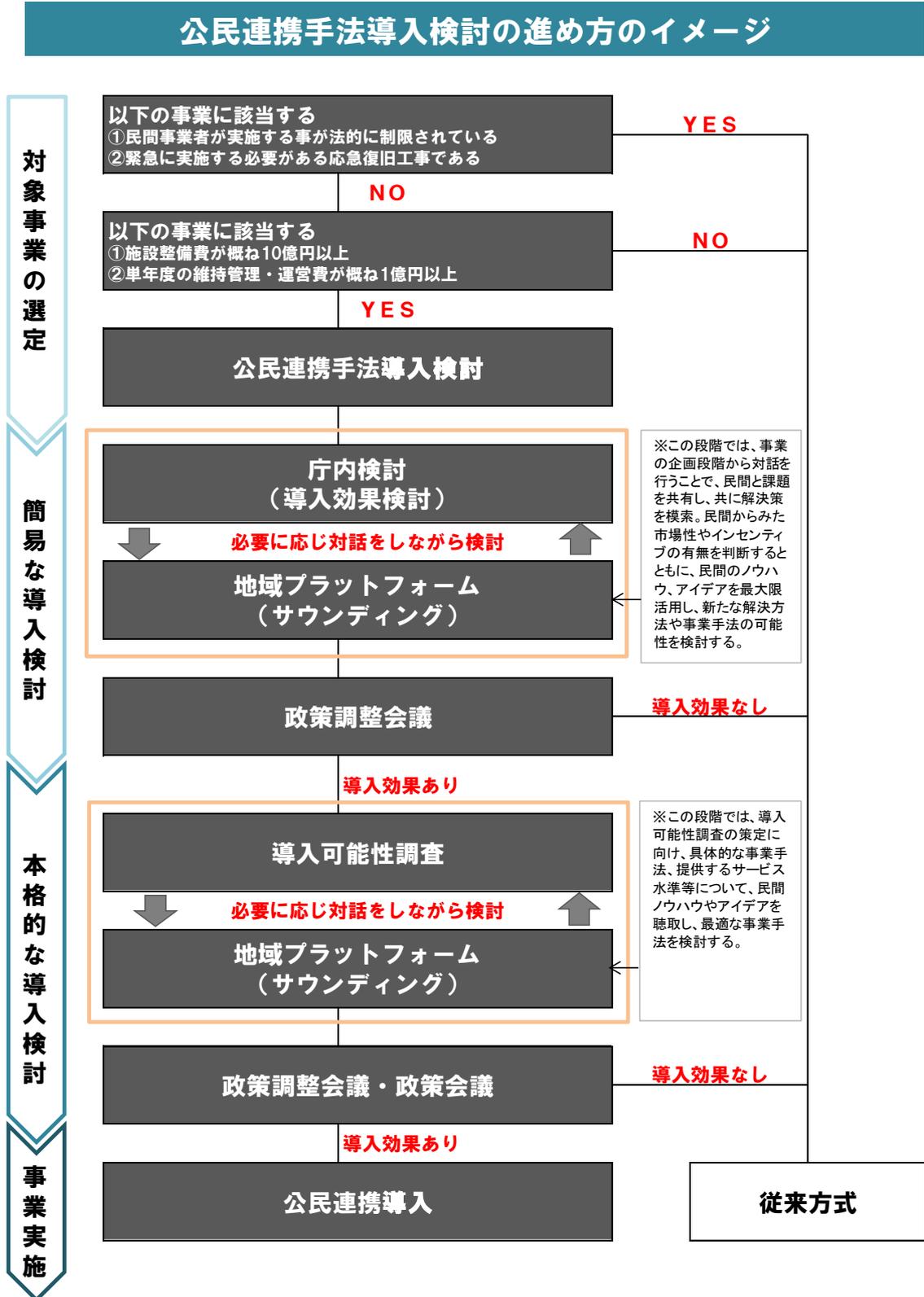
⑨政策会議

○PPP/PFI の導入に関し、以下の事項について決定します。

- 導入可能性調査結果を踏まえた導入方針
- PFI 法に基づく、PFI 事業実施方針（案）、要求水準書（案）等の決定
- PFI 法に基づく、特定事業の選定（実施方針（案）等の決定後、要求水準書等の内容に大きな変更がなければ、特定事業選定の付議を省略できる。）
- 民間事業者からの提案に対する採用・不採用の決定

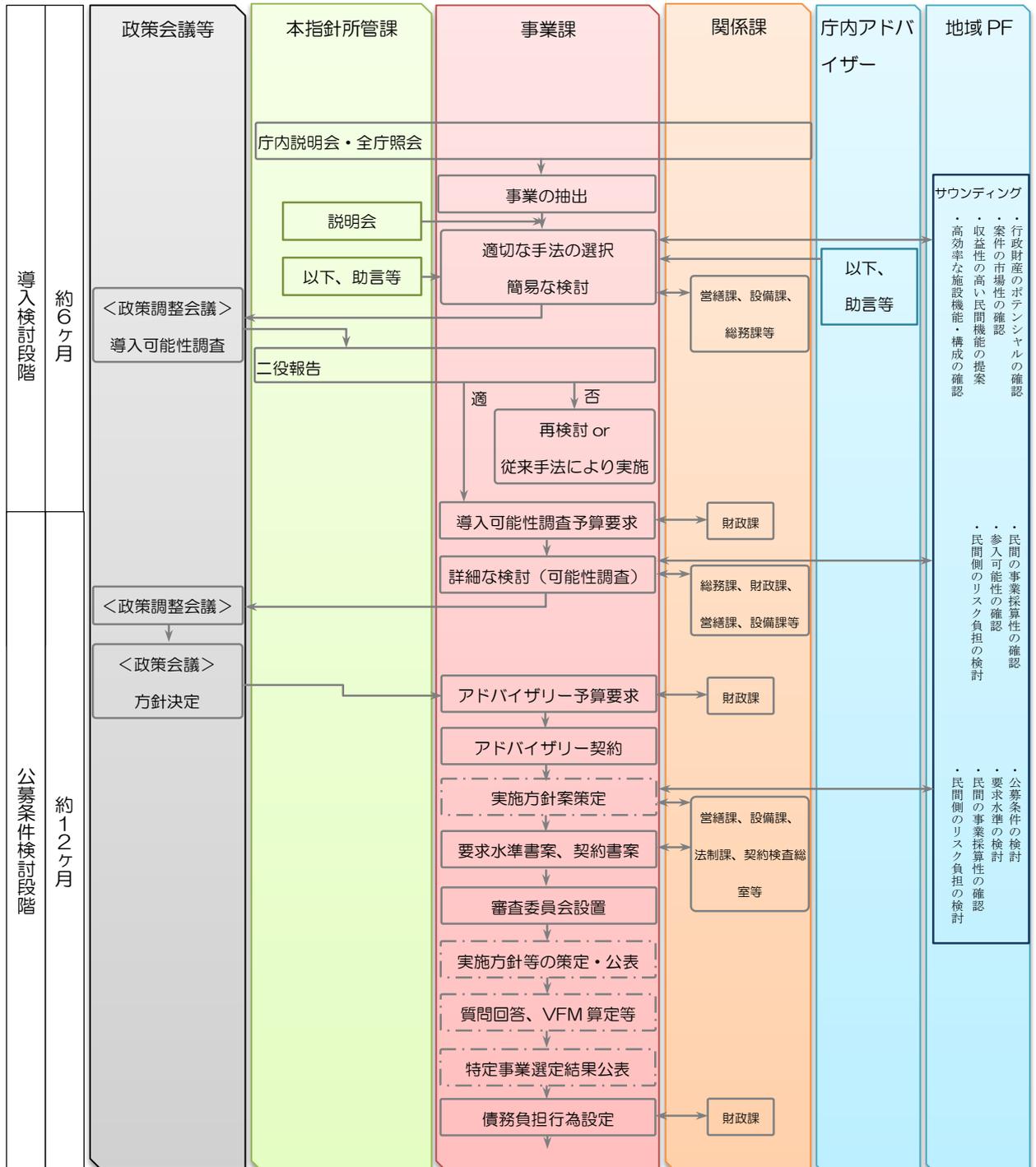
II 実施手順

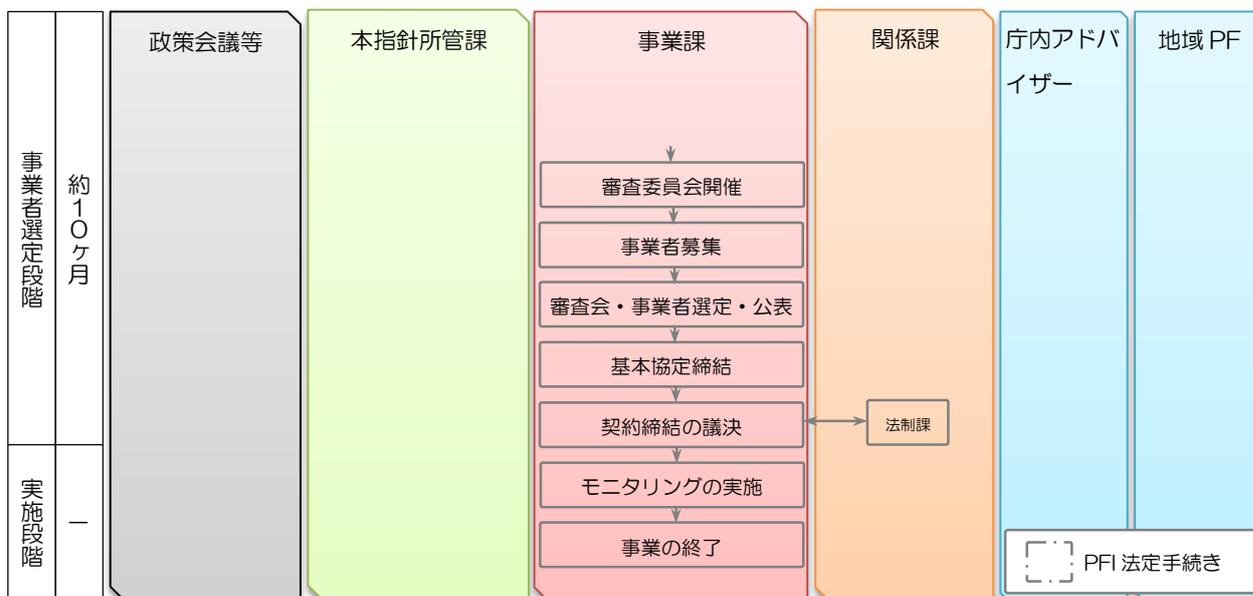
公民連携手法導入にあたっての実実施手順のイメージは下図のとおりです。なお、詳細な検討の流れについては P21 以降に記載します。



1 全体的な流れ

PPP/PFI 手法導入にあたっての事務手順は下図のとおりです。なお、下図は事業課所管案件の検討において総合評価一般競争入札方式を採用した場合を前提としており、公募型プロポーザル方式による場合は、P58 を参考にします。また、民間提案の検討、指定管理のみでの事業実施についても後段に記載します。





PPP/PFI 手法導入にあたり、民間事業者のノウハウや創意工夫をより広範囲に活用するためには、事業企画段階などのなるべく早いタイミングで民間事業者の意見をヒアリングする事が重要であることから、地域プラットフォームを活用し、行政だけでは判断が困難な、事業の市場性や高効率な施設機能・配置等について民間事業者との対話を実施します。

なお、維持管理・運営にあたり指定管理者制度を継続する場合や、他都市の先行事例等を参考に行政のみで公民連携手法導入の判断ができる場合は、地域プラットフォームを活用しないことも可能です。

＜PPP/PFI 導入等の検討と事業計画策定等の関係性＞

新たな施設整備等に関する基本構想、基本方針、基本計画等の策定の有無は事業により異なりますが、基本的には、各段階において決定しておくべき事項は以下のとおりです。

1) 「簡易な検討」の段階

基本構想及び基本方針に盛り込むべき事業概要が確定されていることが必要です。事業概略の検討及び決定にあたっては、事業実施段階における民間事業者の参入可能性を高めるため、また、民間のノウハウや創意工夫を幅広く活用するため、地域 PF の活用が有効です。

2) 「詳細な検討」の段階

「簡易な検討」を踏まえ、政策調整会議にて導入の適否を審議した後、導入可能性調査の予算要求に進む段階で、基本計画に盛り込むべき、具体的な必要機能や施設の運営方針などが必要になります。なお、この段階は、あくまで PPP/PFI 導入の可能性を調査することが目的であることから、基本計画の策定は必須ではなく、また、事業化にあたっては、本市の政策における必要性や、本市財政の中期見通しとの整合性を検討する必要があります。

なお、事業の内容やスケジュールに伴い、基本構想、基本計画、導入可能性調査、アドバイザー契約で行う検討内容の段階を簡易化することも可能です。詳細については、国が定める「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル」によることとしますが、各段階における検討内容の例を以下に示します。

| 段階 | 基本構想 | 基本計画 | 導入可能性調査 |
|------|---|--|--|
| 検討内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 当該施設の目的 ② 当該施設の必要性 ③ 事業用地 ④ コンセプト ⑤ 需要予測、概略規模 | <ul style="list-style-type: none"> ① 具体的な必要機能 ② 施設構成 ③ ゾーニング、動線 ④ 概略事業費（LCC の算出を含む） ⑤ 基本計画図 ⑥ 運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ① 基本構想、基本計画における施設整備概要の確認 ② 事業スキーム（期間、業務範囲、リスク分担等） ③ 市場調査 ④ 事業手法評価（VFM 評価含む） |

2 事務の手順

フェーズ I 導入検討段階

(1) PPP/PFI 手法導入検討の開始時期

毎年度当初に、本指針所管課が PPP/PFI 手法導入検討の対象となる事業の照会を行います。事業課は、今後 5 年程度で実施を目指す施設整備等の事業について、本指針所管課と協議のうえ、指定の様式を作成します。なお、具体的な事業の検討開始段階は以下を参考とします。

具体的な事業への導入検討段階

- 事業の基本構想、基本方針、基本計画等の策定時期
- 公共施設等の運営等の見直し時期
- 未利用資産等（公有地）の有効活用を検討する時期
- 公共施設等の集約化・複合化を検討する時期

また、次の段階では PPP/PFI 手法導入の基本方針や基本的方向性を定めることとします。

導入方針及び方向性等の検討

- 熊本市公共施設等総合管理計画または、施設毎の個別長寿命化計画等の策定または改定を行うとき
- 第 5 次行財政改革計画の改定を行うとき
- 公営企業の経営健全化計画等の策定または改定を行うとき
(総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」第 2 の「経営戦略」の策定又は改定)

(2) 検討対象施設の基準

検討対象となる施設は以下のとおりとします。

対象施設（再掲）

- 建築物 : 市営住宅、文教施設、観光施設、医療施設、社会福祉施設、複合施設、庁舎 等
- インフラ : 道路、鉄軌道、港湾、河川、公園、水道、下水道 等
- プラント : 供給処理施設、下水汚泥有効利用施設 等
- その他 : 駐車場、駐輪場、地下通路 等

なお、インフラについては、基本的に(1) PPP/PFI 手法導入検討の開始時期における、施設毎の個別長寿命化計画等の策定または改定を行う段階で検討する事とします。また、上記の対象施設については、今後、公共施設整備事業を所管する大臣が定めるガイドラインを参考に、対象をさらに明確化していく予定です。

(3) 検討対象事業の基準

1) 検討対象事業

PPP/PFI 導入にあたっては、可能性調査に大きな経費を要するほか、新たな業務負担も発生することから、原則、「熊本市第7次総合計画」「実施計画」「サマーレビュー」「分野別計画」等に位置づけられている事業とし、中でも、公共負担額の削減効果がある程度見込める事業や、利用料金の徴収を行う公共施設整備事業などを対象に、以下の判断基準のいずれかに該当する事業を検討の対象とします。

対象事業の基準

①施設整備費が概ね10億円以上

VFMを見込むためには、PPP/PFIによる費用削減効果が導入可能性調査やアドバイザー契約等に必要経費を上回る必要があるため、一定規模以上の施設整備費が求められます。なお、同種の施設整備事業（複数の学校施設など）を束ねることで一定の事業規模になる場合も含まれます。

②単年度の維持管理・運営費が概ね1億円以上

維持管理・運営業務が民間のノウハウや創意工夫を発揮しやすく、維持管理・運営費の大きい事業が適合しやすくなります。なお、簡易な検討の段階では維持管理・運営費の算出に人件費は含まないこととします。

2) 検討対象事業の例外

1) 検討対象事業の基準に関わらず、次に掲げる公共施設整備事業などについては、PPP/PFI手法導入検討（簡易な検討及び詳細な検討）の対象から除くものとします。

対象事業の例外

①民間事業者が実施する事が法的に制限されている事業など

②緊急に実施する必要がある応急復旧工事など

緊急の場合とは、市民の生命又は財産に関して甚大な被害が生じる恐れがあり、一刻を争うような事態を指し、具体的には以下の場合などにあたります。

①堤防の決壊、がけの崩壊、道路陥没、上下水道管の破損等

②電気・機器設備等の故障に伴うもの

③災害の未然防止のためのもの

なお、上記の工事後に、新たに建築物を整備する場合においては、PPP/PFI手法導入の検討を行う事とします。

(4) 検討対象事業の簡易な検討

前項までの基準に照らし合わせ、導入検討の対象となった事業について、事業課は以下の流れで簡易な検討を実施します。

簡易な検討の流れ

1) 定性評価

PPP/PFI 手法導入事業概要書【様式1】、PPP/PFI 手法導入適正評価調書等【様式2】を作成し、導入における定性的な効果や制約条件を確認する。

2) 事業手法の選択

事業の特性、規模等のほか、政策的な方針などを踏まえ、最も適切な PPP/PFI 手法を選択する。

3) 定量評価

従来手法による公共施設等の整備等を行う場合の費用総額（PSC）と、採用手法を導入した場合の費用総額（LCC）を比較し、採用手法の導入の適否を VFM により評価する。

P29 2) 事業手法の選択において選定された①～④の手法を「VFM 計算シート」の「採用手法」の欄に入力し、採用手法に対応した「VFM 計算シート」を活用する。

「VFM 計算シート」に入力する項目については、P30「VFM の算定」を参照。

4) 総括

PPP/PFI 手法導入適正評価総括表【様式3】を作成し、VFM の値とサービス水準の向上の2軸から導入の可否を判断する。

1) 定性評価

事業課は本指針所管課と協議の上、次の【様式1】【様式2】を作成します。

| | | | |
|-------------------------|----------------------|----------------|---------------------|
| 【様式1】 | | | |
| PPP/PFI手法導入事業概要書 | | | |
| 事業名 | | 所管 | 局 部 |
| | | 担当 | 担当者： TEL： |
| 1. 熊本市総合計画での位置づけ | | | |
| 政策名 | | 事業コード | |
| 施策名 | | | |
| 基本方針 | | 重点取組への該当 | |
| 主な取組 | | 復興計画への該当 | |
| 2. 個別計画での位置づけ | | | |
| 計画名 | | | |
| 計画期間 | | | |
| 位置づけ | | | |
| 3. 事業の基本情報 | | | |
| 必要性・目的 | | | |
| 事業内容 | | | |
| スケジュール | 概要 | | 構想・計画策定 H 年度 |
| | | | 調査委託等 H 年度 |
| | | | 設計 H 年度 |
| | | | 施行 H 年度 |
| | | | 運営開始 H 年度 |
| 事業費・収入 | 施設整備費 | 千円 | うち設計・調査費 千円 |
| | | | うち工事費 千円 |
| | 維持管理・運営費 (人件費は除く) | | 円/年 |
| | 使用料金収入 | | 円/年 |
| 国庫補助等 | 国庫補助等名 | | 対象・補助率 |
| | 概算補助額 | | |
| 施設概要等 | 延床面積 | m ² | 敷地面積 m ² |
| | 概要等 | | |

PPP/PFI手法導入適正評価調書

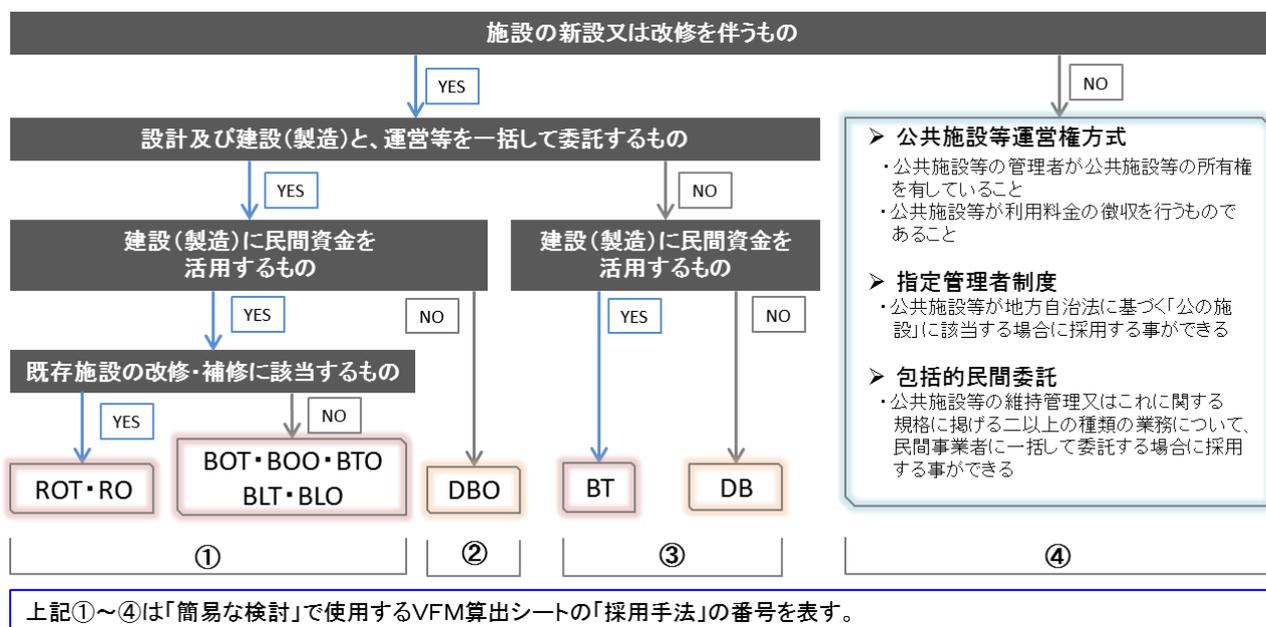
1. PPP/PFI手法導入の適正評価

| 選定基準 | 対象施設 | | | 以下の項目の適否を○△×で記入 |
|--------|---|---------------------------------------|------|-----------------|
| | 事業費基準 | | | |
| 効果 | 地元経済の成長及び活性化に貢献するか | ※民間の事業機会の創出などを踏まえ、新たな雇用や賑わいの創出が期待できるか | | |
| | 施設整備等から維持管理運営に渡り、事務量の効率化及び削減が図られるか | | | |
| 制約条件 | 同種・類似のPPP/PFI事業が存在し、民間事業者の参入及び競争性が確保されるか | 主な事例（都市名、事業名、VFM） | | |
| | 性能発注に適した事業か | ※仕様書の作成や詳細な打ち合わせがないと設計が困難など | | |
| | 維持管理・運営業務の民間委託が法的・制度的制約がないか | ※公権力の行使が必要な業務、行政以外が実施する事を禁じられている業務など | | |
| | 個人情報の取扱い機密情報など、民間事業者が取扱うことが困難な業務が含まれていないか | | | |
| | 維持管理・運営業務において継続性・安定性はあるか | ※毎年度業務内容が変更され、将来の業務内容が予測できないなど | | |
| | 維持管理・運営業務毎の委託範囲は明確か | 業務の種類 | 業務概要 | |
| 財源の制約 | PPP/PFI手法においても国庫補助の適用が可能か | 国庫補助等名 | | |
| | | 対象・補助率 | | |
| | | 概算補助額 | | |
| スケジュール | 導入可能性調査や事業者選定期間等を考慮し、2年程度の期間を確保できるか | | | |
| 特記事項 | その他の留意事項、懸念等 | | | |

2) 事業手法の選択

以下のフローチャートを参考に事業手法を選定するほか、公共施設整備事業を所管する大臣が定めるガイドラインや民間事業者からの提案に基づいて選定します。なお、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択することも可能です。

※以下のフローチャートは、事業手法の選択を行うためのものであり、事業自体の性格を決定するものではありません。



3) 定量評価

以下の項目について、従来手法による公共施設等の整備等を行う場合の費用総額（PSC）と、採用手法を導入した場合の費用総額（LCC）を比較し、採用手法の導入の適否を VFM により評価します。費用総額の内訳は以下のとおりです。

- ① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

なお、国が定める「VFMに関するガイドライン」において、「VFMの評価については、その時点において、算定が可能である範囲において極力精度を確保するものとされている一方、算定のために多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意する。」とされています。簡易な検討では事務の効率化を図る観点からも、国が定める「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル」に基づき、過去の同種事業における実績による VFM（参考 VFM）などを採用できるものとし、また、過去の実績が乏しい等により費用総額の比較が困難な場合は、民間事業者への意見聴取又は、類似事例の調査を踏まえた評価により導入の適否を評価できるものとしします。

VFMの算定

1. VFM の算定にあたっては、「VFM 計算シート」を活用します。
2. 2) 事業手法の選択において選定された①～④の手法を「VFM 計算シート」の採用手法の欄に入力する事で、採用手法に対応した「VFM 計算シート」に自動的に切り替わります。
3. 基本的に、VFM の算定は本指針所管課が行いますが、前頁の 2) 事業手法の選択において①～④の手法別の以下の内容については事業課にて算出し、本指針所管課がヒアリングを行います。

① BOT,BOO,BTO,BLT,BLO,ROT,RO の場合

- 従来型手法における
 - ・ 整備費、維持管理運営費、利用料金収入
 - ・ 整備費に対する補助金・交付金の割合 ・ 整備費に対する起債の割合
 - ・ 整備費に対する一般財源の割合
- 採用手法における
 - ・ 整備費に対する補助金・交付金の割合 ・ 整備費に対する起債の割合
 - ・ 整備費に対する一般財源の割合

② DBO の場合

- 従来型手法における
 - ・ 整備費、維持管理運営費、利用料金収入 ・ 整備費に対する補助金・交付金の割合
 - ・ 整備費に対する起債の割合 ・ 整備費に対する一般財源の割合
- 採用手法における
 - ・ 整備費に対する補助金・交付金の割合 ・ 整備費に対する起債の割合
 - ・ 整備費に対する一般財源の割合

③ BT,DB の場合

- 従来型手法における
 - ・ 整備費 ・ 整備費に対する補助金・交付金の割合
 - ・ 整備費に対する起債の割合 ・ 整備費に対する一般財源の割合
- 採用手法における
 - ・ 整備費に対する補助金・交付金の割合 ・ 整備費に対する起債の割合
 - ・ 整備費に対する一般財源の割合

④ 公共施設等運営権方式、指定管理者制度、包括的民間委託 の場合

- 従来型手法における
 - ・ 維持管理運営費、利用料金収入

なお、2) 事業手法の選択において複数の手法を選択した場合は、各々の手法について費用総額を算定し、最も低い採用手法と、従来手法による場合の費用総額での比較を行います。

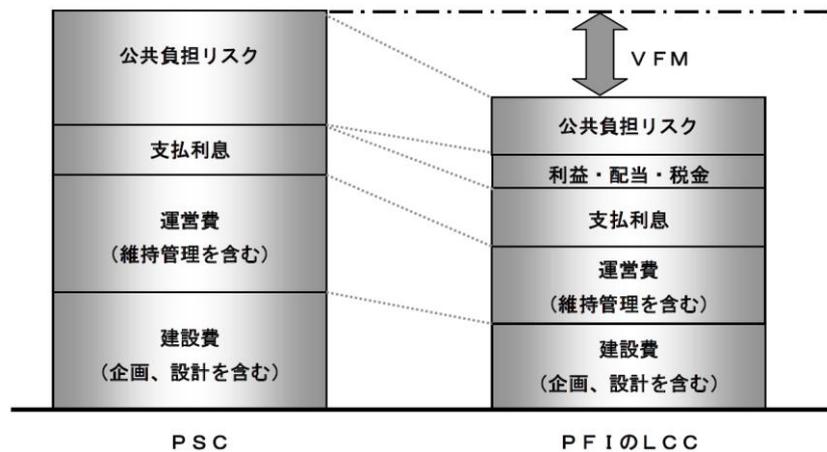
<VFM とは>

VFM とは、PPP 事業や PFI 事業として実施した場合の公共資金の効率性を評価する指標です。VFM は、従来型公共事業で実施する事業期間全体を通じた公的財政負担の見込み額の正味現在価値である「PSC」(Public Sector Comparator：パブリックセクター・コmpareター)と、民間が実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の正味現在価値である「PFI 事業のLCC」(LCC：Life Cycle Cost：ライフサイクル・コスト)の差から算出されるものです。このとき、財政上の支援に係る国庫補助金等や民間事業者からの税収、その他の公共への収入等が見込まれる場合はこれらの費用についても算定します。

【VFM の算定式】

$$\text{VFM}(\%) = \frac{\text{PSC} - \text{PFIのLCC}}{\text{PSC}} \times 100$$

【VFM の概念図】



<現在価値化とは>

事業期間が長期にわたる PPP 事業の場合、従来型公共事業と PPP 事業それぞれの公共の総支出額を現在価値に換算して比較する必要があります。これは、国が定める「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」や「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」でも義務付けられています。

現在価値に換算するのは、両者を比較する場合、長期の事業期間の中で支出の時期と額がそれぞれ異なり、現在と将来の貨幣価値が異なるためです。例えば、インフレ率を「0」としても、現在の1億円を銀行に預ければ利子を生みますから、現在の1億円と10年後の1億円を比較すると、現在の1億円の方に価値があるといえます。このため、この2つの価値を比較する際に、10年後の1億円が現在の何円に相当するかという換算が必要となり、この換算のことを現在価値に換算するといいます。10年後の1億円を割引率「r」(=年率、年利)で現在価値に換算する場合、 $1 \text{ 億円} \div (1 + r)^{10}$ により計算されます。

$$t \text{ 年後における金額 } V_t \text{ の現在価値} = \frac{V_t}{(1 + r)^t}$$

なお、割引率は、長期国債、地方債の利回りの過去の平均や長期的見通しなどの「リスクフリーレート」にインフレ率を加えた率とするのが適当で、現時点では4%程度を用いているケースが一般的です。想定インフレ率の設定には「消費者物価指数」(総務省)のデータなどを参考にします。

割引率の算定にあたって国債や地方債の利回りを参照するのは、PFI事業のサービス購入費が、自治体によって支払われるためです。

VFM がプラスになる場合でも、現在価値に換算する前の名目値の事業費総額では、従来方式の方がPFI方式よりも安くなる場合があります。これは、初期投資が大きい従来方式よりも財政支出の平準化により将来に負担が繰り延べされるPFI方式の方が、割引率の影響を大きく受け、負担額が縮減されるためです。したがって、現在価値への換算は、財政支出の平準化による効果を定量化したものとも考えることもできます。

4) 総括

1) 定性評価、2) 事業手法の選択、3) 定量評価を踏まえ、以下の【様式3】により導入の適否を判断します。【様式3】の結果を踏まえ、事業課と本指針所管課で協議のうえ、適正が認められた場合、政策調整会議において導入可能性調査の実施について審議します。

なお、政策調整会議については、基本的に、次年度予算要求時期を見据え、概ね10月頃の開催とします。

【様式3】

PPP/PFI手法導入適正評価総括表

1. 簡易な検討のポイント

簡易な検討においては、定性評価（PPP/PFI手法導入適正評価調書）と定量評価（VFMの算定）での導入検討を行い、以下の表に該当するケースの場合、導入に向け政策調整会議に諮ることとする

PPP/PFI手法を導入するケース

| ○:導入 ×:非導入 | | サービス水準 | | |
|---------------|---|--------|----|----|
| | | 向上 | 同等 | 低下 |
| VFM | + | ○ | ○ | × |
| | 0 | ○ | × | × |
| | - | × | × | × |

2. 評価結果

※以下の表の該当する欄に○をつけてください

| | | サービス水準 | | |
|-----|---|--------|----|----|
| | | 向上 | 同等 | 低下 |
| VFM | + | | | |
| | 0 | | | |
| | - | | | |

| | |
|-------------|--|
| VFMの値 | % |
| 採用手法 | ※Ⅱ-3PPPの事業方式による分類の表から選択 |
| サービス水準向上の内容 | ※民間の創意工夫が発揮される業務や自由提案を求める部分があるか、類似の他都市事例からサービス水準の向上が見込めるか、等の視点から記入 |

(5) 検討対象事業の詳細な検討

政策調整会議において、PPP/PFI手法の導入検討を行うことが決定した事業については、事業担当課において専門的な外部コンサルタントを活用した導入可能性調査を行います。導入可能性調査の目的は、選定した事業スキームにおいて（複数設定も可）、公共負担額削減の可能性、公共サービス向上の実現性、民間事業者参入の見込み、法制度上の課題等を調査検討し、PPP/PFI手法導入の可能性を総合的に判断するものです。

なお、基本的には以下に記載の検討項目を対象に調査・評価を行います。事業の内容やスケジュールに合わせ、国が定める「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」に基づき、導入可能性調査後の事業化段階で行うアドバイザー契約での検討項目も併せて実施する事も可能です。

1) 外部コンサルタントの選定

導入可能性調査を実施するにあたっては、金融、財務、法務、技術等の専門的な知識が必要となることから、外部コンサルタントを選定し業務を進めます。

コンサルタントの選定にあたっては、PPP/PFIに対する専門知識や実績の有無、人員体制等を勘案し評価します。したがって、事業内容及び委託内容に応じ、提案や実績により選定するプロポーザル方式等の活用が有効です。

外部コンサルタント（アドバイザー）の作業は、大きく分けて、導入可能性調査の段階と、その後のPPP/PFI事業者の募集・選定段階とに分けられます。導入可能性段階における事業方式やリスク分担、VFMの検討などの作業が、事業に対する情報の蓄積などにより連続して行われることの優位性などから、同一のコンサルタントに両段階を委託することが多いことに留意し、導入可能性調査を委託する段階で、コンサルタントを慎重に選定することが重要です。

2) 導入可能性調査の具体的な検討項目

① PPP/PFI手法導入の目的の明確化

施設の整備目的や事業内容を考慮しながら、PPP/PFI手法導入による達成目標やサービスの内容、現状において改善が必要な点など、PPP/PFI手法導入の目的を明確にします。

このことにより、一貫性のある検討が可能となり、また、事業実施段階において整合性の取れた入札条件の提示を行うことができます。

② 事業内容の整理

施設の基本理念、施設機能、規模などのPPP/PFI手法導入の検討に必要な条件を整理します。

| 整理項目(例) | 整理内容(例) |
|---------|--------------------------------|
| 建設予定地 | 土地所有者、敷地面積、用途地域など |
| 施設計画 | 施設の用途、延床面積、外溝計画、建築面積、必要緒室、設備など |
| 業務内容 | 想定業務内容（必要人員数、人件費、什器・備品数など）など |

③ PPP/PFI事業スキームの検討

簡易な検討において選定された事業スキームを基本に、より専門的な観点から事業スキームの検討を行います。なお外部コンサルタントの提案によっては、他事業スキームも含めて、それぞれの事業スキームにおけるメリット、デメリットを分析評価します。以下に事業スキームを選定する要素の例を示します。

i) 事業方式の検討

事業方式の検討にあっては、法令面、リスク管理面、コスト面、その他の要素を勘案する必要があります。特に影響の大きいものとしては、公共と民間の権利関係に起因するもの、民間の費用負担となる可能性があるSPCに対する課税や大規模修繕などが考えられます。

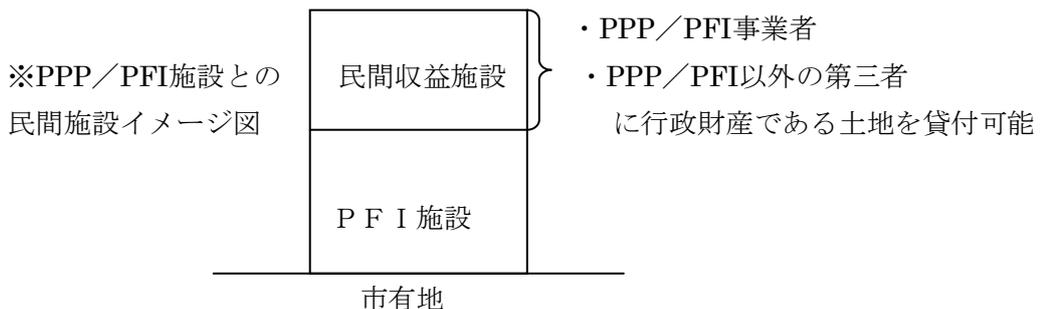
ii) 事業形態の検討

PFI手法を選択した場合の事業形態は一般に公共の関与の度合いや収益性の観点から3つに分類されます。

④ 収益施設の併設についての留意点

より民間事業者の経営ノウハウを活用するため、PPP/PFI手法導入の検討に際し、収益施設との合築について検討することが考えられます。ただし、収益施設の経営は民間事業者にとってのリスク要因と評価される場合もあるため、立地条件等を踏まえて民間事業者のマーケットリスクを十分検討した上で、事業内容に加えていく必要があります。

なお、民間収益施設を併設する場合は、PPP/PFI事業から民間収益施設の経営リスクを可能な限り分離させ、経営リスクが最小限になるように契約等において適切に措置することに留意が必要です。



⑤ 事業期間の検討

PPP/PFI手法ではSPC等が初期投資に要した費用を市からの支払いで回収していくため、事業期間を長期に設定（15～50年程度）する必要が生じます。事業期間の設定にあたっては、下記の要素を考慮する必要があります。

事業期間設定に影響する要素

➤ 事業環境の変化

社会環境の変化を考慮し、事業のニーズが長期的かつ安定的に見込める範囲内で事業期間を設定する必要があります。例えば、情報システム等の技術革新が著しい業務については、契約の中で対応できる方策を考えた後、必要に応じて事業期間を短くするなどの工夫が必要です。

➤ 施設の耐用年数

施設の耐用年数を大幅に上回って事業期間を設定する場合、大規模修繕や施設更新についての費用や時期の想定が困難となり、民間事業者のリスクが大きく、参画を阻害することがあります。民間事業者が大規模修繕等のリスクを負担できるかどうか慎重な検討が必要であり、その上で事業期間を設定していくことになります。

➤ 資金調達

事業期間が長くなると、民間事業者が固定金利で資金調達することが困難となるため、このことに留意することが必要です。

➤ 公共負担額削減

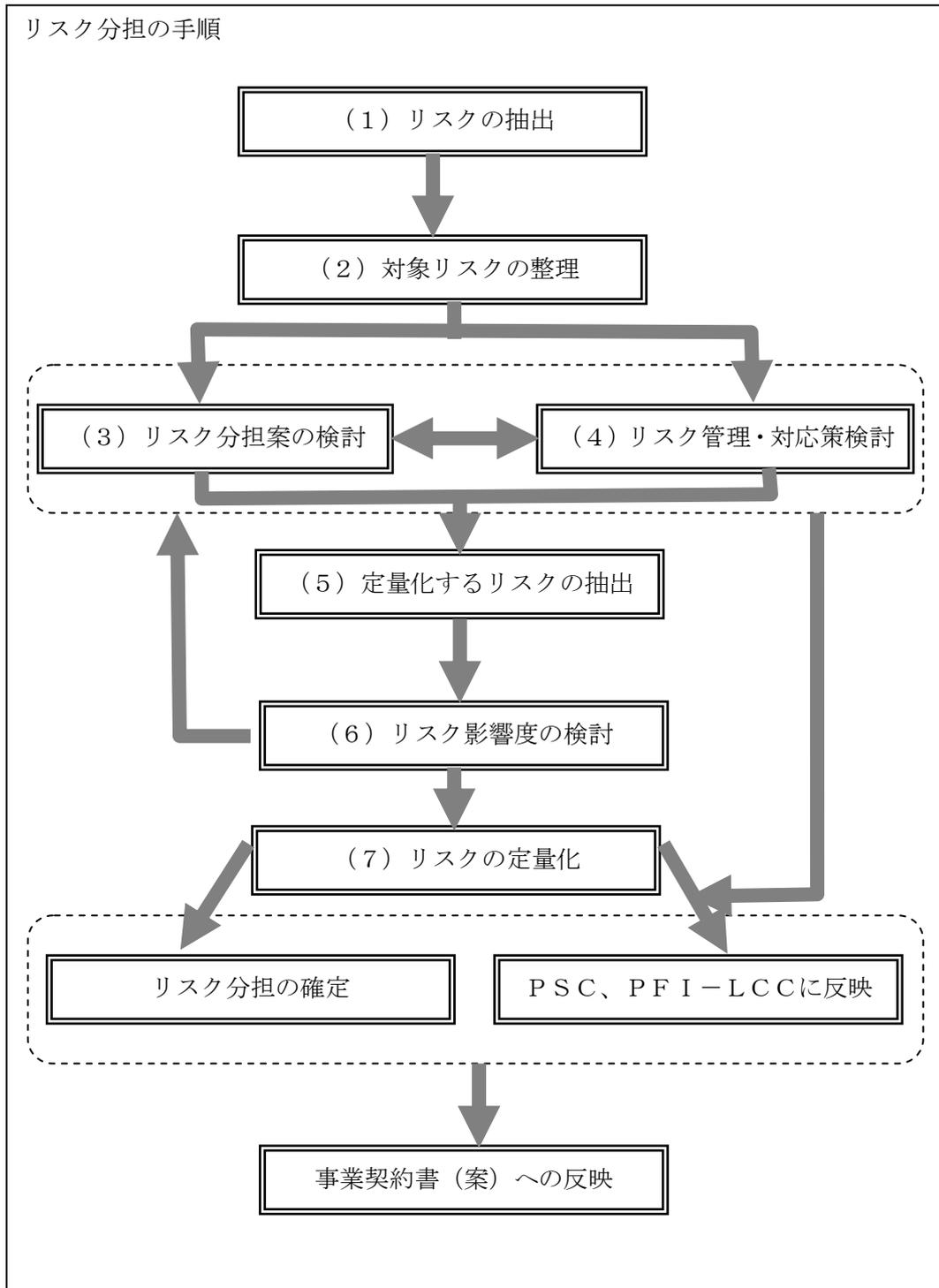
VFMの検討に際し、事業期間を数ケース設定し、市の財政負担が最も削減されるケースを検討します。

➤ その他

事業期間から見て必要なサービス提供の期間を確保することが必要です。

⑥ リスク分担の検討

リスク分担の検討にあたっては、外部コンサルタントや庁内関係課の協力を得ながら、PPP/PFIにおける一般的なリスクに加え、各事業特有のリスクを認識し、「最もリスクを適正に管理できるもの」に、リスクを分担します。なお、可能なものについては定量的なコスト評価を実施したうえで、VFMの算定に反映させます。



⑦ 民間事業者へのヒアリングの実施

①～⑥の検討後、整理された事業スキームについて、事業の妥当性や民間事業者の参入意欲等を確認し、VFM検討の前提条件を確定するため、当該PPP/PFI事業に参画すると想定される分野の民間事業者等にヒアリングを行います。

なお、導入可能性調査の段階でのヒアリングは、公平性の確保という観点から、ヒアリングを受けた事業者が入札等にあって有利にならないよう、回答に必要な最小限の事業内容のみを民間事業者に示すなど、情報の取り扱いには十分な配慮が必要となります。

また、導入可能性調査におけるヒアリングに加え、現在、設置を検討している地域PFにおいても、民間事業者の意向を確認する事が考えられます。

⑧ VFMの把握

これまでの作業を踏まえ、PPP/PFI導入の判断基準となるVFMの算定を行います。VFMは i) と ii) の差によって算出され、ii) についてはiii) を用いて算出します。

i) 公共が直接実施する場合の公共負担額の現在価値 (=PSC)

ii) PFIを導入する場合の公共負担額の現在価値 (PFI-LCC)

iii) サービスの対価

さらに、PPP/PFI事業として成立するためには、VFMが達成されることにあわせて、民間事業者の利益が確保でき、また、資金調達が可能であるなど民間事業として成立することが必要です。目安となる基準についてはiv)のとおりですが、事業の特性に応じて検討することが必要です。

なお、VFMの算定は、PFI法で義務付けられている実施方針の公表後に民間事業者からの意見等を踏まえて事業計画を確定し、特定事業の選定時にリスク調整を行なった上で再精査することとなります。

i) PSCの積算

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた事業費用予測に基づく公的財政負担の見込み額を現在価値に換算して算出します。

| 検討項目(例) | | 検討内容(例) | |
|-----------|---|---|----------------------------------|
| 共用開始前 | 開業準備 | 設計管理費 | 設計（基本、実施）及び工事管理費用 |
| | | その他 | 地盤調査、土地造成、周辺影響調査等の委託費用 |
| | 建設費 | 建築工事 | 基本計画における見積額や類似公共施設との比較などを踏まえて算定。 |
| | | 設備工事 | |
| | | その他工事費 | 外溝工事、既存建築物・設備等の除去費用など |
| 資金調達 | 建設費の調達方法を一般財源、国庫補助金、起債発行額、発行条件（金利、返済期間等）等から想定される資金調達条件を設定 | | |
| 維持管理・運営経費 | 運営費 | 運営費のうち、PPP/PFIとした場合に民間に委ねることになる業務に関わる費用（人件費については、福利厚生費まで含めた実績値をもとに算出） | |
| | 維持管理費 | 維持管理費のうち、PPP/PFIとした場合に民間に委ねることになる業務に関わる費用（清掃、警備、設備運転、管理、各種法定検査、植栽管理、消耗品費、光熱水費等） | |
| | 修繕費 | 大規模修繕費（経年変化に伴う修繕のみとし、機能向上、用途変更に伴う修繕は除く）の費用 ※経常的修繕費については、維持管理費に含めるものとする | |
| その他 | 割引率 | 長期国債利回りの過去の平均などから算出 | |
| | インフレ率 | 過去10年平均などから算出 | |

ii) PFI-LCCの積算

PPP/PFIを導入する場合の市負担額を算出します。公共から民間に支払うサービスの対価以外に、事業者選定のための費用など、公共が自ら必要とする費用や、公租公課など公共の収入となる部分も含め、現在価値に換算して算出します。

| 検討項目 (例) | | 検討内容(例) | |
|-----------|----------------|---|--------------------------------------|
| 供用開始前 | 開業準備費 (公共側) | 人件費 | アドバイザー選定費用、募集要項等作成費用、完成検査費用、モニタリング費用 |
| | | アドバイザー費用 | アドバイザー (技術・金融・法務) 委託費用 |
| | | その他 | 地盤調査、土地造成、文化財調査などのうち、SPCの業務範囲に含まないもの |
| 維持管理・運営経費 | サービス対価 | 民間事業として成立するのに必要な適正な利益を得る水準にサービス対価を設定する (後述の収益指標のバランスとキャッシュフローの安定性を考慮する) | |
| | モニタリング費用 | 定期的なモニタリングに係る費用 (外部委託を予定する場合) | |
| | 公租公課 | 固定資産税、都市計画税、事業所税、法人税のうち市税分 | |
| その他 | 割引率 | 長期国債利回りの過去の平均などから算出 | |
| | インフレ率 | 過去10年平均などから算出 | |

iii) サービス対価の積算

民間事業者の要する費用を算出し、これに民間事業者の利益を加えたものがPPP/PFI時のサービス対価となります。

| 検討項目 (例) | | 検討内容 (例) | |
|-------------|----------------|---|--------------------------------------|
| 供用開始前 | 側) 開業準備費 (SPC) | 設計費など | 設計 (基本、実施) 及び工事管理費用など |
| | | アドバイザー費 | SPC側の財務・法務等アドバイザー費用 |
| | | その他 | 周辺影響調査、開発許可手続諸費用、所有権設定費用など |
| | 施設整備費 | 建築工事費 | 民間が実施する場合の見積額を計上 |
| | | 設備工事費 | |
| | | その他工事費 | |
| 資金調達 | | 調達額 = 建設費 + 開業準備費 調達額のうち、出資金、銀行等借入額、借入条件 (金利、返済期間等) などを設定 | |
| | 建中金利 | 建設期間中の資金需要に対する調達方法を設定 | |
| 管理運営段階 | 運営費 | | 民間が実施する場合の見積額を設定 |
| | 維持管理費 | | |
| | 修繕費 | | |
| | 税金 | 法人税 | 実効税率 |
| | | その他の税金 (BTOの場合を除く) | 登録免許税 (初年度)、不動産取得税 (初年度)、固定資産税、都市計画税 |
| | リスク管理コスト | | 保険料、積立金など |
| 割賦原価・減価償却費等 | | 事業スキームに応じた会計処理を想定し計上 (会計上・税制上割賦処理が認められると判断される場合は割賦原価、賃貸借処理の場合は減価償却費、など) | |
| その他 | 割引率 | | 長期国債利回りの過去の平均から算出 |
| | インフレ率 | | 過去10年平均などから算出 |

iv) PFI事業の事業採算性の目安となる基準

PPP/PFI事業として成立するためには、VFMが達成されていることにあわせて、民間事業者に一定の利益が確保でき、資金調達及び返済に確実性があるなど民間事業として成立することが必要となります。

民間事業の成立の目安は以下のとおりですが、事業の特性に応じてコンサルタントと検討を行なって基準を設定します。

➤ PIRR (Project Internal Rate Of Return) >平均調達コスト

PIRRとは、プロジェクトの投資利回りを表す指標であり、これが平均調達コスト(金融機関等からの借入れに対する支払利息、投資家に対する配当の加重平均)より高ければ、民間事業者にとって事業参画の意欲を持つ可能性があると考えられます。下回ればその事業に採算性がないと考えます。

➤ DSCR (Debt Service Coverage Ratio) > 1.0 (1.1~1.2以上が望ましい)

DSCRは、年度ごとの元金支払いに充当可能なキャッシュフローが、借入元本の何倍であるかを表すものです。これが1.0を下回る場合は、その年度のキャッシュフローでその年度の借入金の返済が出来ないこととなります。

➤ LLCR (Loan Life Coverage Ratio) > 1.0

LLCRは、借入期間全体にわたる元金返済前キャッシュフローの現在価値が、借入元本の何倍であるかを表すものです。これが1.0を下回る場合は、貸し出し期間に生み出す事業のキャッシュフロー総額で借入金全額の返済が出来ないこととなります。

➤ EIRR (Equity Internal Rate Of Return)

EIRRは、資本金と元金返済後の当期損益の現在価値の合計とが等しくなる割引率であり、出資者にとっての投資利回りを量る指標として用いられます。

PIRRに比べ大幅に高い値となり、一般的な事業の場合8~10%程度が目安とされていますが、需要リスクが高い事業は、さらに高い利回りが求められます。

3) 政策調整会議・政策会議での審議

導入可能性調査での評価結果を踏まえ、政策調整会議において、以下の点を考慮してPPP/PFIの導入に適性があるかを判断し、適性があると判断される場合は、政策会議に付議し、PPP/PFIの導入方針を決定します。

| 審議のポイント | |
|---------|------------------------------|
| ➤ | 当該事業の政策目的や求める成果（アウトカム） |
| ➤ | 総合計画等との整合性 |
| ➤ | 後年度の財政負担等を勘案した本市財政の中期見通しとの整合 |
| ➤ | VFM算定の妥当性 |
| ➤ | 事業期間 |
| ➤ | 施設建設面での課題、施設の保全、長寿命化への対応 等 |

(6) 民間事業者からの提案

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成27年12月18日閣議決定)では、「公共施設等の管理者等は、民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。」と示されており、本市としても、民間事業者からの有益な提案を積極的に活用することとします。

1) 提案書の記載項目

民間からの提案を受付けるにあたり、提案書には以下の項目について具体的な記載を求めます。

| 記載項目 |
|--|
| ➤ 提案者の氏名・法人名、住所 |
| ➤ 担当者の氏名、所属、連絡先電話番号等 |
| ➤ 事業概要：事業名称、建設予定地（原則として市の所有する土地）、事業の目的、事業内容、事業規模、事業形態（独立採算型等）、事業方式（BTO等） |
| ➤ 事業により達成される効果 |
| ➤ 事業費：設計・建設、維持管理・運営 |
| ➤ 事業計画：資金調達方法、収支分析、想定されるリスク分担の考え方 |
| ➤ 運営体制：事業者の構成等 |

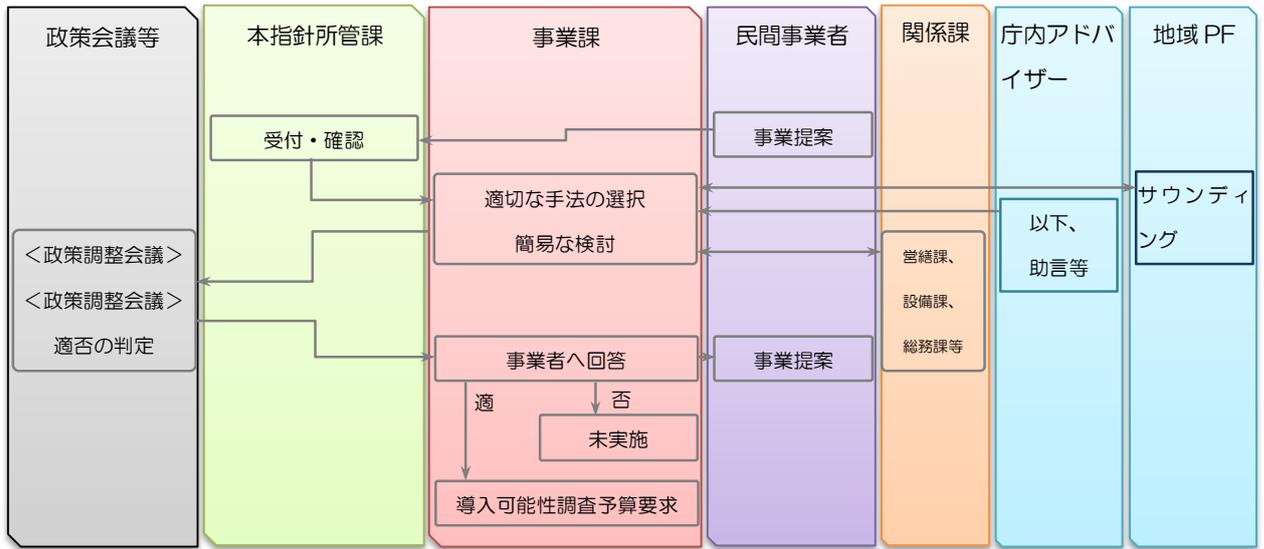
2) 事業採択の条件

民間提案への対応は、P26 検討対象事業の簡易な検討【様式1・2・3】に示した項目に加え、次の事業採択の条件について検討を行います。

| 事業採択の条件 |
|--|
| ①事業の必要性 市民ニーズの有無、緊急性、公共サービスとしての妥当性 |
| ②熊本市総合計画等上位計画との整合性 計画に掲げる基本的考え方、進め方、施策・事業の展開方針との整合性 |

3) 民間提案の検討フロー

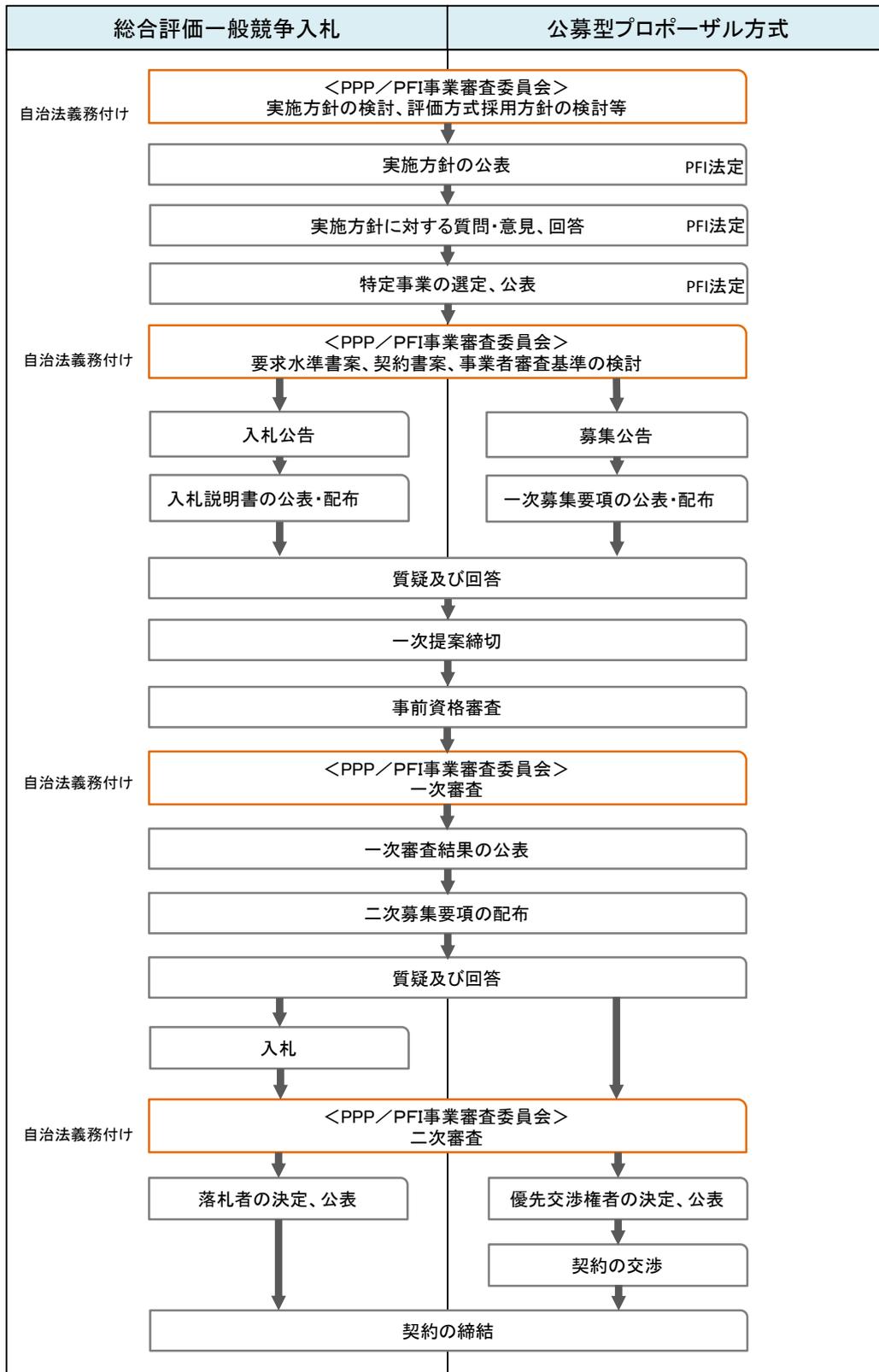
民間提案の検討については、本指針所管課にて提案を受け付け、必要な書類が整っているかを確認した上で受理します。提案として受理した場合は、提案内容を担当する事業課へ引継ぎ、事業担当課において、2) 事業採択の条件について検討した後、遅滞無く、民間事業者へ結果を報告します。なお、検討のフローは以下のとおりとします。



簡易な検討の結果、民間提案を実施する場合のフローは「3章-II-1 全体的な流れ」に基づき進めます。なお、現在設置を検討している地域 PF において、民間提案に対するサウンディング（対話）の実施も考えられますが、提案事業者のノウハウや知的財産の確保を考慮する必要があることから、慎重に取扱う必要がある。

フェーズⅡ 公募条件検討段階

「フェーズⅡ 公募条件検討段階」及び「フェーズⅢ 事業者選定段階」における各公募方式による全体の流れは以下のとおりです。



(1) 実施方針の策定・公表 (PFI法第5条第1項)

導入可能性調査等の結果を踏まえ、事業スキームがPFIに選定された場合、PFI法に基づき、実施方針の策定・公表を行う必要があります。実施方針を公表することで、民間事業者に対する準備期間の提供や市民に対する情報提供を行います。

1) 外部アドバイザーの選定

実施方針の検討から契約締結に至るまでのプロセスでは、高度な専門性が求められるとともに的確な進行管理と緻密な作業が必要になります。PPP/PFI事業審査委員会により外部アドバイザーを選定し、委託して作業を進めます。

なお、作業の継続性、円滑なPPP/PFI導入が重要であることから、導入可能性調査時に選定したコンサルタントに対して、継続して契約することが適切と考えられますが、特に必要な場合は、PPP/PFI事業審査委員会においてアドバイザーを公募しなおすことも可能です。

アドバイザーの主な役割

- 実施方針(案)の関係書類案作成
- 要求水準書(案)の関係書類案作成
- 特定事業の選定(案)の関係書類案作成
- 入札説明書(案)の関係書類案作成
- 各種質疑に対する回答案の作成、対話の支援
- 入札者の適格性の評価、入札提案書類の整理・評価等の支援
- 契約条件の整理、契約書(案)の作成、契約交渉 等

2) 実施方針(案)の策定

実施方針は、本市がPFI事業の実施に向けて具体的に検討を進めている事業の基本的な考え方、事業の内容や事業者の募集方針を明らかにすることを目的としており、民間事業者が当該PFI事業への参画を検討する最初の判断材料になります。事業に関する内容が早く周知されるよう、なるべく早い段階で公表することが重要です。

実施方針において定めるべきとされる内容については、PFI法第5条第2項に示されており、これに沿って作成します。具体的には以下のような項目を示すことが必要となります。

特に、「公の施設」の管理運営に指定管理者の導入を適用する場合には、実施方針の中に記載する必要がありますので、留意してください。

《実施方針の記載事項例》

| 記載項目(例) | 記載内容(例) |
|---|--|
| 1. 特定事業の選定に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・事業名称 ・公共施設の管理者の名称 ・事業の目的 ・事業の基本的内容（施設内容、事業方式、事業期間、事業の範囲、市が行う業務、事業者の収入） ・事業に必要とされる根拠法令・規則、許認可事項等 ・事業スケジュール ・事業期間終了時の措置 ・指定管理者の指定の有無（公の施設の場合） ○特定事業の選定及び公表に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・評価方法 ・評価の基準・手順 ・選定結果および選定における客観的評価の公表方法 |
| 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の募集、選定方法及び選定スケジュール ・応募参加者の備えるべき参加資格要件 ・審査及び選定に関する事項 ・結果及び評価の公表方法 ・提出書類の取り扱い |
| 3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 ・提供されるべきサービスの水準 ・公共施設等の管理者による支払いに関する事項等 ・公共施設等の維持管理・運営の範囲など事業者責任の履行等 ・事業の実施状況の監視（モニタリング） |
| 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設立地条件 ・土地取得に関する事項 ・施設の構成 |
| 5. 事業計画又は協定の解釈についての疑義が生じた場合における措置に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議方法 ・紛争の際の裁判管轄の指定 |
| 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合の措置 ・市の事由により事業の継続が困難になった場合の措置 ・その他の事由により事業の継続が困難になった場合の措置 ・市と金融機関の協議 |

| | |
|------------------------------------|---|
| 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・法制上、税制上の措置の措置に関する事項 ・補助金、融資など財政上及び金融上の支援に関する事項 |
| 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会の議決 ・情報公開・情報提供について ・応募に伴う費用負担 ・実施方針に関する問い合わせ先 |
| 別添資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画 |

3) 要求水準書（案）の作成

要求水準書は、本市がPFI事業者に求める最低限満たさなければならないサービス水準の要件を示したものです。

要求水準書（案）を実施方針とあわせて早期に公表することで、市は質問回答や意見交換を通じて民間事業者の意見をを得る機会が広がり、また、民間事業者側でも事業の参入等について十分な検討が可能になります

《要求水準書（案）に盛り込むべき事項例》

| 記載項目（例） | 記載内容（例） |
|-------------|---|
| 1. 全体概要 | 事業目的、事業の基本方針・理念、事業の概要 |
| 2. 基本要件 | 遵守すべき法令・基準、規模等業務に必要な基本的要件 |
| 3. 建設業務要件 | 施設の使用目的・規模、施設引渡時期、周辺インフラの状況 各施設を構成する諸室ごとの必要な基本性能・必要備品等 当該施設に必要な電気設備・機械設備等必要な設備ごとの要求内容 |
| 4. 維持管理業務要件 | 業務実施の基本方針（業務内容等）、事業監視の基本方針（市への報告等）、業務ごとの目的・業務担当者の要件・非常時緊急時の対応、求めるサービスの水準 |
| 5. 運営業務要件 | 業務実施の基本方針（業務内容等）、事業監視の基本方針（市への報告等）、業務ごとの目的・業務担当者の要件・需要変動への対応・非常時緊急時の対応等、求めるサービスの水準 |
| 6. 参考資料 | 民間事業者が事業を理解し、より効果的な提案や事業に参入しやすくなるような有益な情報（利用者数の需要量、類似施設の状況等） |

4) PPP/PFI事業審査委員会等の開催

実施方針(案)、要求水準書(案)等の審議をするため、原則、PPP/PFI事業審査委員会を開催します。なお、総合評価一般競争入札方式によらない場合における、PPP/PFI事業審査委員会の設置の要否については、公平性や公共性の確保に努める一方、事務の簡素化の観点からも設置の適否を検討する必要があります。加えて、「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」においても審査委員会の効率的な開催による実施手続きの簡易化が提案されていることにも留意する必要があります。

5) 実施方針等の公表、質問・意見の受付及び回答

実施方針を定めたときは、すみやかに公表することが義務づけられており、事業担当課は、その内容を記者発表や説明会等を通じて広く公開するとともに、閲覧やホームページへの掲載を一定期間行います。

また、民間事業者がPFI事業を検討するにあたり、市側の目的等を明確に理解し、民間事業者の経営能力や技術能力を十分に発揮してもらうことが必要です。そのため、実施方針等の公表後、民間事業者からの質問を受け付けます。

その際、民間事業者からの適切な意見を受けるため、実施方針(案)等の公表から質問受付までの期間を十分に確保する必要があります。また、透明性、公平性の観点から原則として、回答は質問とあわせて公表します。

あわせて、実施方針(案)の公表後の民間事業者等からの発案や意見を踏まえ、特定事業の選定までに当該実施方針の内容(事業内容、リスク分担のあり方等)を見直し、特定事業の選定や民間事業者の募集に反映します。なお、特定事業選定までに時間がある場合は、適宜修正を行い公表することが望ましい。

(2) 特定事業の選定、公表 (PFI法第6条)

事業スキームがPFIの場合、PFI法に基づき、特定事業の選定及び公表を行う必要があります。特定事業の選定とは、本市が実施方針を定めた事業について、導入可能性調査、実施方針に対する意見等を踏まえ、PFI事業として実施することを決定することを示します。

1) 特定事業の評価・選定

特定事業の選定を行うかどうかの評価においては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることが選定の基準となります。具体的には、国が定める「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」により、次のいずれかが期待できることを基準とします。

特定事業の評価・選定基準

- 公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること。
- 公的財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できること。

事業担当課は、導入可能性調査で算定したVFMを基本に、実施方針公表後の意見等を踏まえて修正した内容を加味してVFMの再算定(定量的評価)を行います。また、民間事業者の経営能力の活用による公共サービス水準の向上など定量化が困難なものについても客観性を確保した上で評価が可能であれば評価を行います(定性的評価)。

事業担当課は、この調査結果をPPP/PFI事業審査委員会に報告し、特定事業者選定を依頼します。PPP/PFI事業審査委員会は、導入可能性調査の結果を踏まえ、上記の「特定事業の評価・選定基準」を満たすかを検証し、効果が期待されるものについては、特定事業として選定します。

2) 選定結果の公表

事業担当課は、選定結果の公告を行い、熊本市ホームページに掲載するなど速やかに公表します。

その際、VFMの算定で検証した公的財政負担の見込額については、原則として公表することとしますが、国が定める「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に基づき、「当該見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、VFMの公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととします。

(3) 債務負担行為の設定

PPP/PFI事業は、複数年度の契約となるため、事業期間全体の事業費総額について、債務負担行為を設定し、市議会の議決を得る必要があります。

1) 債務負担行為の限度額

債務負担行為の限度額は、特定事業選定時のVFMの算定に用いたPFI事業に関する施設の建設から維持管理、運営に係わる費用の総額（PFI-LCCの現在価値に換算する前の額）となります。また、PFI事業で無い場合は特定事業の選定を行いませんので、アドバイザリー契約時に算出したVFMに関する上記費用の総額となります。

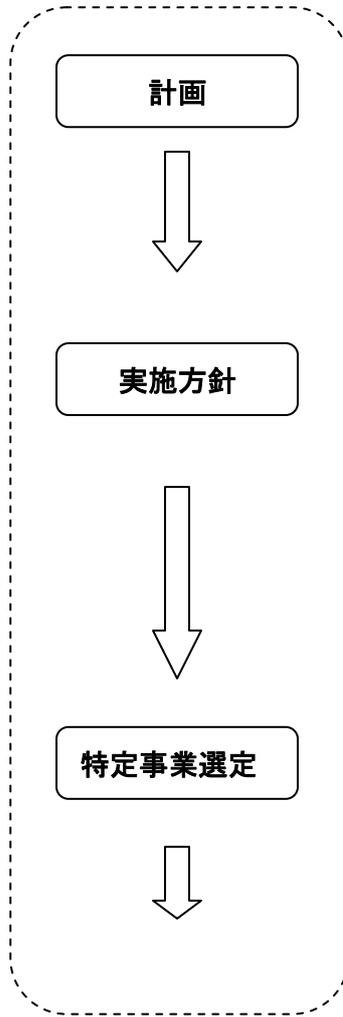
2) 債務負担行為の設定時期

債務負担行為の設定時期は、事業者選定の方法により異なります。

総合評価一般競争入札の場合は、入札公告前に予算化されていることが必要であり、特定事業の選定後、速やかに債務負担行為を設定する必要があります。なお、スケジュールの都合上、債務負担行為を設定した年度内に契約に至らず、翌年度に契約を締結する場合には、翌年度に債務負担行為を設定しなおす必要があります、この点も踏まえてスケジュールを設定する必要があります。

また、公募型プロポーザル方式の場合には、事業者選定後、契約締結までに債務負担行為を設定できますが、予算の裏づけの観点から特定事業の選定後、募集公告の前までに債務負担行為を設定することが望ましいと考えられます。

(参考) 特定事業選定段階における民間事業者の動き



- ① 情報の収集
PFI事業に関する公共側の情報を収集する。
 - ・業界紙やPFI関連HP等
 - ・公共団体が公表している予算書や実施計画、事業計画書等
 - ・ヒアリング（導入可能性調査）への協力や事業担当課への問い合わせ
- ② 事業参入の検討
公表された実施方針を基に、事業規模や業務範囲、リスク分担、参加資格要件等を考慮し事業参入の検討を行う。また、コンソーシアムの相手方の検討、金融機関へのヒアリングを行う。
- ③ 実施方針への意見・質問
金融機関等と事業内容を確認し、意見・質問を行う。公表された回答内容を確認する。
- ④ コンソーシアムの組成
参加資格要件や業務内容等を考慮し、コンソーシアムを組成する。各社の業務分担、リスク分担、出資分担等を明確にする。
- ⑤ 提案へ向けた作業の開始

フェーズⅢ 事業者選定段階

(3) 事業の選定

1) 基本的な考え方

民間事業者の選定にあたっては、次の2通りの方式があります。募集を行うにあたっては、競争性や手続きの透明性を確保した上で実施する必要があり、また、民間事業者の創意工夫を引き出すことや、提案準備期間の確保に配慮することも必要です。選定方式の決定にあたっては、WTOによる「政府調達に関する協定」の適用の有無、交渉の必要性の有無を考慮して決定します。

総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令 167 条の 10 の 2）

- 価格だけではなくその他の条件（施設計画、事業収支計画、業務体制、リスク管理方針等）を総合的に勘案し、落札者を決定する方式。
- 落札者決定後に交渉は基本的にない。
- 債務負担行為は入札公告前までに設定。
- 自治省事務次官通知では、PFI 事業者の選定方法は一般競争入札によることが原則。
- WTO による「政府調達に関する協定」では一般競争入札によることが原則。
- 落札者を決定するための基準（落札者決定基準）を定め公告する。
- 落札者決定基準を定めようとするときに学識経験者の意見を聴く。なお、意見聴取において「当該基準に基づいて落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要がある」という意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときにも意見を聴く。
- 契約交渉不調時には、再入札が必要。ただし、落札価格の範囲内であれば、次順位者との随意契約は可能。

公募型プロポーザル方式

- 公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先順位を決めた後、最優先順位のと契約を締結する方式。
- 随意契約に位置づけられるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当することが前提。
- 提案書を審査するための評価基準を定めること。
- 優先交渉権者と基本協定や契約締結に至るまで契約内容を交渉するため、手続きに時間を要す。
- 債務負担行為は契約締結前までに設定。
- WTO による「政府調達に関する協定」の適用対象でないこと。
- 契約交渉不調時には、次点者と交渉を行う。

＜参考＞ WTOによる「政府調達に関する協定」と特例政令

○WTO政府調達協定

WTO政府調達協定とは、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（95年1月発効）です。地方自治体では、都道府県と政令指定都市が対象であり、その他の市町村や一部事務組合、広域連合は対象外です。

具体的には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」の規定に基づき、民間事業者の募集を行うことになります。

PF1は設計、建設と維持管理、運営の混合契約と解されますが、予定価格が、その主目的である調達項目ごとの適用基準額に達していれば適用されることとなります。例えば、建設工事が主目的の場合は24億7,000万円以上（平成28年4月1日～平成30年3月31日まで適用）であれば適用されますが、WTO政府調達協定上の特定役務以外が主目的である事業は適用されません。

○特例政令

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について（事務次官通知）（平成7年11月1日自治行第82号）」に規定される主な留意点は次のとおりです。

- 一般競争入札で行う場合、所在地に関する必要な資格を定めることはできません
- 原則として、競争入札によるため、随意契約となる公募型プロポーザルは適用できません

なお、「地方公共団体におけるPF1事業について（平成12年3月29日自治画第67号）」第5の4に、「政府調達協定の適用を受けるPF1契約についての留意点」が掲載されていますので参照してください。

政府調達に関する協定及び特例政令の規定が適用される調達契約
（平成28年度及び平成29年度（2年ごとに改定））

| 区分 | 適用基準額 |
|---|------------------|
| 物品等の調達契約 | 予定価格3,300万円以上 |
| 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 予定価格24億7,000万円以上 |
| 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 予定価格2億4,000万円以上 |
| 特定調達のうち上記以外の調達契約 | 予定価格3,300万円以上 |

2) 入札公告(公募要項公表)

入札公告(公募要項公表)にあたっては、入札説明書等を記者発表やホームページの掲載などにより広く公表します。なお、WTO 政府調達協定の適用事業については、熊本市公報へ掲載が必要になります。

入札公告(公募事項公表)の際の公表資料は以下のとおりです。

| 入札公告(公募事項公表)の際の公表資料の例 | |
|-----------------------|-----------------------|
| i) | 入札説明書(公募要項)本編 |
| ii) | 入札説明書(公募要項)附属資料 |
| iii) | 要求水準書 |
| iv) | 落札者決定基準(優先交渉権者選定基準) |
| v) | 基本協定書(案) |
| vi) | 契約書(案)(条件規定書) |
| ※ | ()は公募型プロポーザル方式の場合の名称 |

i) 入札説明書(公募要項)の策定

入札参加者に対し事業概要等を示すとともに、入札条件や留意点を示すものです。入札説明書(公募事項)本編は、概ね以下のような項目からなり、事業の特性に応じて、記載すべき事項、内容を検討する必要があります。

《入札説明書(公募事項)の記載項目例》

| 項目(例) | 記載内容(例) |
|-------------|---|
| 1. 事業目的 | 本市における当該事業の位置づけ、PPP/PFI 導入の目的等 |
| 2. 対象事業の概要 | 事業名称、事業場所、施設の概要、業務範囲、提供される業務のサービス水準、事業期間、事業方式、事業終了後の措置、事業に要する費用等 |
| 3. 事業者の選定方法 | 選定方法、WTO 政府調達協定の適用の有無 |
| 4. 応募要件等 | 応募者の資格、入札に関する手続き(スケジュール、入札説明会、質問の受付・回答、入札日時、入札手順等)、入札に関する留意事項(費用負担、提出書類の取り扱い、入札の中止・無効に関する事項等)、事務局と協力者等、 |
| 5. 提案の審査 | 事業選定委員会の設置、審査方法、審査事項、落札者の決定、入札結果の通知・公表 |
| 6. 提示条件 | 事業フレーム、本市による事業モニタリング、土地の使用、事業者の事業契約上の地位、特定目的会社(SPC)の設立、契約保証金、保険、市と民間事業者との責任分担、財務書類の提出 |
| 7. 事業実施 | 誠実な業務遂行の義務、グループ構成員の役割、支払い手続き |

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 8. 入札提出書類・作成要領 | 提出資料、作成要領 |
| 9. 契約の考え方 | 契約手続、契約の枠組み、入札価格と契約金額の位置づけ、契約書の公開 |

ii) 入札説明書（公募要項）付属資料の策定

入札説明名称（公募要項）の内容を補足するため、特に重要な事項や図表等で表した方が分かりやすい内容のものなどを資料として添付する場合があります。

《入札説明書（公募要項）付属資料の例》

| 資料名（例） | 記載内容（例） |
|-------------|-----------------------------------|
| 1. 入札手続きの流れ | 入札公告から契約までの具体的なスケジュールを明記 |
| 2. リスク分担表 | 実施方針で提示した内容から意見照会等を踏まえた最終案の提示 |
| 3. 土地利用の条件 | 公有地利用の条件、使用料の設定、敷地利用条件、地質調査の結果概要等 |
| 4. 各種質問書 | 各種公表資料ごとの質問書の様式 |
| 5. 様式集 | 提出書類の様式 |

iii) 要求水準書の策定及び留意点

入札公告（公募事項公表）段階で提示する要求水準書は、入札にあたって本市が事業者を求めるサービスに関する最終的な条件を示すものです。

要求水準書を提示した後、民間事業者との質問回答をとおして修正すべき事項が判明した場合は、回答にあわせて修正箇所を公表します。ただし、入札公告（公募事項公表）以降は提案書類作成が本格化するなど多方面への影響もあることから、要求水準書の変更は、必要最小限にとどめるよう留意する必要があります。また総合評価一般競争入札方式で落札者を決定した後は、原則として要求水準書の変更は出来ません。

要求水準書の策定にあたっては、事業に応じてアドバイザーの適切な助言・支援を受けながら、全体の構成や内容を検討することが肝要です。

iv) 落札者決定基準（優先交渉権者選定基準）の策定

落札者決定基準（優先交渉権者選定基準）は、民間事業者の提案を評価するための客観的な基準として作成するものです。具体的には、事業への参加資格や、要求するサービス水準、価格、事業の実現性などの評価項目および配点を示します。

v) 基本協定書（案）の作成

基本協定書は、優秀提案を行った応募グループが落札者として選定されたことを確認し、本市と落札者が事業契約に向けた双方の義務等を定めるために締結する協定です。

基本協定書では、落札者が新たに SPC を設立し、この SPC が選定時業者として本市と事業契約を締結するための双方の義務を規定するほか、事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定めることを目的としたものです。

《基本協定書（案）の記載項目例

| 項目（例） | 記載内容（例） |
|-----------------|---|
| 1. 基本協定書の趣旨 | 本市及び落札者双方の協力について規定 |
| 2. 市及び落札者の義務 | 本市及び落札者双方が PPP/PFI 事業契約締結に向けた協議において誠実に対応する義務 |
| 3. 株式の譲渡、担保設定 | 落札者の構成企業が SPC の株式の譲渡処分及び担保設定の制限を受けること |
| 4. 業務の委託、請負 | 事業の実施に関して、各構成員及び協力会社に、それぞれ委託又は請け負わせること、当該構成員等と事業予定者との間で委託又は請負契約を締結すること等 |
| 5. 事業契約 | 事業契約の締結期限、事業契約書（案）に関する協議の基本的な考え方等 |
| 6. 事業予定者の設立 | 事業予定設立の期限、出資要件、趣旨比率変更の可否など |
| 7. 準備行為 | 事業契約締結前の段階における事業者の準備行為、また、SPC が当該準備行為の結果を PPP/PFI 事業契約締結後に速やかに引き継ぐこと |
| 8. 事業契約不調の場合の処理 | 事業契約の締結に至らなかった場合の処理、入札に係る不正行為に対する違約金規定 など |
| 9. 秘密の保持 | 本市及び事業者が、基本協定に関して知り得た秘密を保持する義務 |
| 10. 準拠法及び裁判管轄 | 準拠法及び第一審の専属管轄は、熊本地方裁判所とする規定 |

vi) 契約書（案）（条件規定書）の作成

契約書の内容は、PPP/PFI 事業における事業期間を通じた本市と民間事業者の債権・債務を明確にしたものです。このため、官民のリスク分担や事業実施にあたっての様々な条件が適切に反映されていることが重要です。また、本市と民間事業者との間で解釈の相違が生じないように明確かつ具体的に規定されることが必要です。

また、PPP/PFI 事業では長期にわたる運営期間中に、当初定めていた前提条件や周辺環境が大きく変化した場合など状況変化に応じて、契約条件の変更が必要となることも想定されます。このため、状況が変化した場合の具体的な変更方法の規定を充実させていくことが重要です。

なお、契約書の作成にあたっては、アドバイザーや法務アドバイザー（弁護士など）の助言・支援を受けながら作成していくことが重要です。

《契約書（案）（条件規定書）の記載項目例》

| 項目（例） | 記載内容（例） |
|----------------|--|
| 1. 総則 | 事業の目的、用語の定義、事業の概要、事業スケジュール、事業者の資金調達等、事業用地・用地の使用、法令に定める許認可の取得、特許検討の使用、責任の負担等 |
| 2. 施設の設計 | 調査等の実施、設計の実施、設計図書の変更、設計著書の著作権、市のモニタリング等 |
| 3. 施設の建設 | 施工計画書等、第三者の使用等、工事管理者の設置、施設の建設に係る官民の役割分担、市による確認、工期の変更、第三者への損害、市のモニタリング、完工及び引渡し等 |
| 4. 施設の維持管理及び運営 | 維持管理・運営事業計画書等、市のモニタリング、第三者への損害、条件変更に伴う費用の負担、サービス対価の支払い等 |
| 5. サービス購入費の支払い | サービス購入費の定義、支払方法、減額、見直し方法等 |
| 6. 契約期間及び契約の終了 | 契約期間、契約終了時の措置（事業終了時の資産の取扱等） |
| 7. 債務不履行等 | 事業継続が困難となる事由（市・事業者の債務不履行、法令変更、不可抗力、市・事業者の帰責事由による契約の解除等）、事業継続に必要な措置（協議、追加費用の負担等）、契約終了時の措置（契約終了時の資産の取扱、追加費用の負担等） |
| 8. その他 | 紛争の解決手段、公租公課の負担、契約上の地位の譲渡、財務書類の提出、秘密保持に関する規定、情報公開（契約書の公開を含む）、サービス対価の改定、モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法等 |

vii) PPP/PFI 事業審査委員会の開催

民間事業者の募集にあたり、入札説明書（公募要項）、要求水準書、落札者決定基準（優先交渉権者選定基準）、基本協定（案）、契約書（案）（条件規定書）等の内容について検討するためPPP/PFI事業審査委員会を開催します。

3) 民間事業者からの質疑

事業者の募集に際して公表した入札説明書等に対する民間事業者等からの質問を受付け、それに対する回答を行います。

この質問及び回答については、公平性・透明性を確保するため全て文書により行い、ホームページ掲載等の方法により公表します。ただし、特定の応募者の権利や競争上の地位を害するおそれがある判断される場合は、その部分を公表しない配慮を行う必要があります。

また、事業者選定のスケジュール設定については、質疑応答の期間も含め、民間事業者が提案するのに十分な余裕が持てるよう留意する必要があります。

なお、WTO政府調達協定の適用事業については、入札公告から入札までの期間を40日以上（急を要する場合は10日以上）確保することとされています。

4) 入札参加資格審査

民間事業者から入札参加表明書を受け付け、入札説明書に規定する入札参加資格要件に従って入札参加資格審査を実施します。審査結果については、それぞれの応募者に審査結果を通知します。なお、入札参加資格がないと認められた者から書面による理由の説明を求める請求を受ける期間を設定し、請求があった場合は定めた期日までに書面で回答します。

5) 提案の審査

提案審査は、基礎審査と定量化審査に分けられ、落札者決定基準（優先交渉権者選定基準）に示した審査項目に従って審査を行います。

i) 基礎審査

基礎審査は、応募者の提案内容が、本市の求める最低限の水準を満たしているかを確認するものです。基礎審査の審査項目は以下のとおりです。

- ・提案提出書類の確認
- ・提案価格が予定価格内であるかの確認
- ・要求水準の達成

ii) 定量化審査

定量化審査は、価格と価格以外の項目（性能）で総合的に評価する方法で行います。評価方法は加算方式と除算方式の2通りの方法があり、事業の特性などを踏まえてどちらの方式を採用するか決定します。審査項目は以下のとおりです。

- ・事業の安定性、継続性
- ・施設の整備・設計に関する事項
- ・維持管理・設計に関する事項
- ・環境への配慮
- ・リスク分担の考え方
- ・地域活性化への貢献
- ・市の財政負担額 など

6) 事業者選定結果の公表

事業担当課は、PPP/PFI事業選定委員会の評価結果に基づき、落札者を決定したときは、選定結果及び評価結果についてホームページへの掲載などにより速やかに公表します。また、市としての事業者選定結果について公告を行います。なお、公表にあたっては、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は除かなければならないことに留意が必要です。

《事業者選定委員会の選定結果の記載項目（例）》

| 項目（例） | 記載内容（例） |
|-------------|---|
| 1. 前書き | 公表にあたっての委員長のコメント |
| 2. 事業名称・場所 | 事業名称、場所の明記 |
| 3. 事業概要 | 事業期間、事業内容、事業方式を明記 |
| 4. 事業者選定の経過 | 事業者選定までの主な経緯（実施方針公表～落札者の決定） |
| 5. 審査方法 | 事業者の募集及び選定方法、事業者選定委員会の名簿及び委員会開催日、議題等の経過 |
| 6. 入札参加資格審査 | 入札参加資格申請者と審査結果 |
| 7. 入札書類審査 | 入札書類及び入札価格の確認、提案内容の審査（基礎審査、定量化審査の評価方法、評価の結果、価格評価点の算定方法及び算定結果、優秀提案の選定方法及び選定結果） |
| 8. 審査講評 | 各審査項目及び登録番号ごとの審査講評、総評 |

(3) 契約の締結

1) 基本協定の締結

落札者の決定の後に、市と落札者である企業連合（コンソーシアム）の構成企業との間で速やかに基本協定を締結します。

基本協定では事業契約締結に向けて、双方が負う義務等が規定されます。

2) 契約内容の確認・調整

確認・調整には、事前の交渉体制、交渉内容、交渉が不調に終わったときの対応などを明記した上で行う必要があります。

また、PPP/PFI事業の提案は非常に多岐にわたるため、その交渉についても専門性が必要とされます。したがって契約の確認・調整等については、法務等のアドバイザーと連携を取りながら行います。

総合評価一般競争入札方式の場合

総合評価一般競争入札の場合には、提示した契約書案を前提に提案が行われています。このため以下の点に留意が必要です。

- 1) 落札価格を変更することは出来ません。
- 2) 入札参加者の提案に基づくものとして予め明示された事項、入札前に明示的に確定することが出来なかった事項、軽微な事項（文言の訂正、言い換え等）については、契約内容の範囲内で調整を行なうことは可能です。

公募型プロポーザル方式の場合

公募型プロポーザル方式は、契約に提案の内容を盛り込んでいく過程で交渉を行います。ただし、他の事業者との公平性、客観性の観点から、条件規定書に定めた基本的な事項についての変更は認められません。

なお、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次順位者と交渉します。

3) 仮契約の締結

契約内容の確認・調整終了後、一定規模以上のPPP/PFI事業の締結には議会の承認が必要となるため、市と落札者（優先交渉権者）との間でまず仮契約を締結し、議会での承認をもって本契約の締結となります。

4) 契約締結の議決

本市では、議会の議決が必要な契約は、予定価格 3 億円以上の工事又は製造の請負となっています（熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。また、PFI法においても、選定事業者が建設する公共施設等の買入れ又は借入れの契約で、予定価格（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が 3 億円以上（政令市）のものについて本契約の前に議会の議決が必要とされています。（PFI法、及び、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号））。

なお、この場合の予定価格には、PFI契約の金額のうち、維持管理、運営等に要する金額を除いて判断するとされていることに留意が必要です。

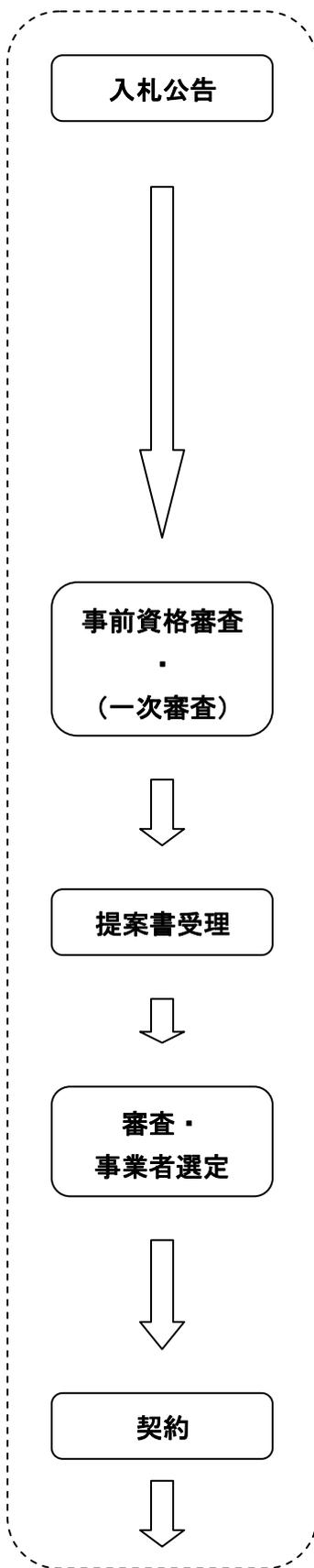
さらに、他の入札参加者等に対して透明性・公平性が確保された契約である旨を周知するため、契約書については、速やかにホームページ等で公開します。

5) 直接協定の締結

直接協定とは、SPCによるPFI事業の実施が困難となった場合又はその恐れがある場合などに、本市によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、融資金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決め、融資金融機関の事業に対する一定の介入を可能とするものであり、本市と融資金融機関との間で締結します。

なお、直接協定は、事業契約締結後、融資金融機関が提示した案を基に協議が始まり、融資契約締結までに合意するのが一般的です。このため、協議にあたっては、金融機関の考え方も熟知したアドバイザーの適切な助言・支援を受けることが必要です。

(参考) 民間事業者選定段階における民間事業者の動き



- ① 公表資料の精査
入札説明書、要求水準書、契約書案等の公表資料を精査し、事業内容や審査内容、リスク分担の内容を確認する。
- ② 意見・質問
金融機関等と事業内容を確認し、意見・質問を行う。
選定方式が総合評価一般競争入札の場合には、原則として落札後の契約書案の内容変更ができないため、この段階で全ての疑問点を明らかにしておく必要がある。
公表された回答内容を確認する。
- ③ 金融機関との融資条件の交渉
提案書の提出に際しては、収支計画や資金調達計画が必要となり、また、融資金融機関等からのコミットメント証明書（融資確約証明書または関心証明書）を要求されるため、提案前段階から金融機関との詳細な条件交渉を行う必要がある。
- ④ 入札参加資格審査申請
コンソーシアム内で各企業の業務分担やリスク分担等を明らかにした合意書（入札協定書）を締結する。
入札参加資格申請書及び一次審査も行われる場合は、提案書、その他必要資料を作成、提出する。
- ⑤ 事業提案書の提出
民間事業者の技術力や経営ノウハウを活用し、「性能発注」により公共が示す要求水準を達成する提案を作成し提出する。
- ⑥ 特別目的会社（SPC）の設立
事業者選定後、公共側と基本協定を締結し、特別目的会社（SPC）の設立手続きを開始する。
株主間協定を締結する。
- ⑦ 契約の交渉
融資金融機関やコンソーシアム内で事業関連契約の内容に関する協議、検討を行う。
PFI事業契約の仮契約の締結後、議会議決を経て本契約を締結。
- ⑧ 事業関連契約の締結
各種事業関連契約、融資契約、出資者支援契約、株主間契約、保険契約等を締結する。

フェーズⅣ 事業実施段階

(1) 事業実施のモニタリング

事業担当課は、協定・契約に定める範囲内で事業進行のモニタリングを行うとともに、サービス提供の対価を事業者へ支払います。

1) 適正な公共サービスの提供に関する考慮事項

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成27年12月18日閣議決定)及び国が定める「モニタリングに関するガイドライン」において、モニタリングにあたっての基本的な考慮事項が定められています。

適正な公共サービスの提供を担保するための考慮事項

- ①公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
- ②公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
- ③公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書(選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。)の提出を定期的に求めることができること。
- ④選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。
- ⑤公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
- ⑥公共施設等の管理者等による選定事業に対する事業契約の規定の範囲を超えた行政の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

2) 事業の評価

事業担当課は、モニタリングの結果等をもとに、民間事業者の業績低迷(サービス水準の低下)など必要がある場合には、契約に基づきサービス対価の減額などの措置をとることも必要ですが、即時にサービス対価の減額といったリスクを過度にSPCへ負担させるのではなく、SPCに修復の機会を与えることも必要です。(SPCの過度なリスク負担は結果的にコスト増につながる可能性があります。)

また、本指針所管課はPPP/PFIの総括的な所管課として評価結果を受けて、PPP/PFIに関するノウハウの蓄積、共通課題の整理を行います。

3) SPCの財務状況に関するモニタリング

PPP/PFIの対象となる事業については、長期間安定した事業運営ができることが重要となるため、事業実施段階において、SPCに監査済みの財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 等）の提出を求め、これに基づきSPCの経営状況、財務状況等のモニタリングを実施します。

なお、直接協定に基づき、SPCへ融資を行っている金融機関と連携しながらモニタリングを行います。

(2) PPP/PFI事業の終了

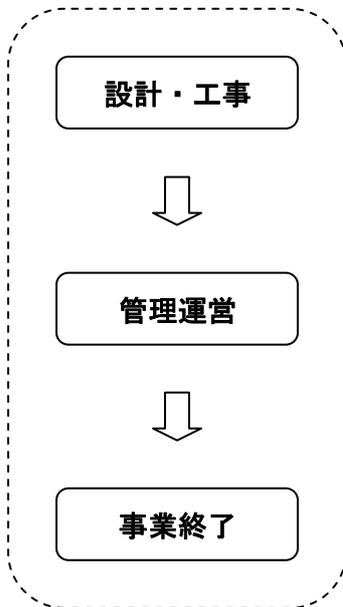
1) 事業終了の手続き

契約に定める契約期間の終了時期となったときPPP/PFI事業は終了となります。このとき原状回復義務の有無や、契約延長の可否、所有権移転の方法など、あらかじめ契約で定められた内容に従い行います。

2) 事業期間終了後の取り扱い

事業担当課は、事業終了の前年度までに、事業期間終了後の当該施設の運用について方針を作成し、経営戦略会議に諮り決定します。

(参考) 事業実施段階における民間事業者の動き



① 事業の実施

契約成立後、民間事業者は、速やかに事業に着手。

② モニタリング

公共側による事業の監視（モニタリング）を受けるとともに、自己モニタリングにより事業を管理。

民間事業者の業績が低迷した場合には、サービス対価の減額やペナルティポイントの賦課、さらにはペナルティポイントが一定以上に達した場合には契約を破棄するなどの措置がとられる。

③ 事業の終了

事業期間の満了により、事業が終了。

第4章 事業実施に当たっての留意事項

I 指定管理者制度とPFI

1 「公の施設」とは

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設で、公の施設を整備する場合には、施設の設置及びその管理に関する事項等について条例で定める必要があります。

2 PFI事業における指定管理者制度の採用

①PFI事業と指定管理者制度

PFI事業として公の施設を整備する場合において、当該施設の管理運営を包括的に民間企業に行わせる場合は、指定管理者制度を採用することとなります。

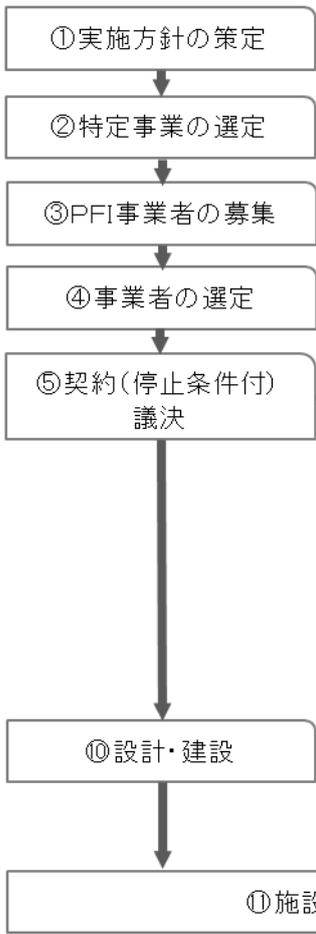
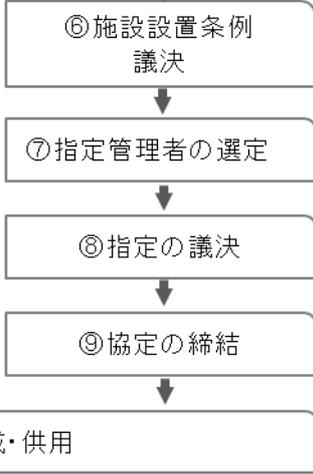
なお、指定管理者の指定を受けないPFI事業者に対して、包括的な委任ではなく、諸業務のうち一つ又は複数の業務をPFI事業として行わせることも可能とされていますが、その場合には、当該PFI事業会社に、施設の利用料金を自ら収入として収受することや、利用料金を設定することは出来ません。

②PFI事業者を指定管理者とする場合の留意点

指定管理者の指定については、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」が策定されており、これに沿って実施します。留意点については以下のとおりです。

- ・PFI法上の契約と指定管理者制度とは、基本的に別個の制度であり、一方の手続きが他方の手続きを兼ねることはできない。
- ・各施設の設置条例の制定には、施設の運営方法などを反映させる必要があることから、PFI事業者が指定管理者となる場合は、PFI事業契約締結後、改めて指定管理者としての議決を得ることが必要。(ただし、PFI事業契約締結と同じ議会で指定管理者の指定の議決を行うことも可能。)
- ・指定管理者の選定方法については、公募によらず、PFI事業者を指定管理者の候補者として選定する。
- ・PFI事業者が指定管理者となる場合の指定期間は、PFI事業の事業期間とする。
- ・「公の施設」の管理運営に、PFIを導入する場合は、指定管理者制度の適用検討を実施方針前までに行い、指定管理者制度を適用する場合は、実施方針においてその旨を公表する。

<PFI事業者を指定管理者に指定する場合の手続きの基本的な流れ>

| PFIの流れ | 指定管理者制度の流れ | 備考 |
|---|---|---|
|  <p>①実施方針の策定</p> <p>↓</p> <p>②特定事業の選定</p> <p>↓</p> <p>③PFI事業者の募集</p> <p>↓</p> <p>④事業者の選定</p> <p>↓</p> <p>⑤契約(停止条件付)議決</p> <p>↓</p> <p>⑩設計・建設</p> <p>↓</p> <p>⑪施設完成・供用</p> |  <p>⑥施設設置条例議決</p> <p>↓</p> <p>⑦指定管理者の選定</p> <p>↓</p> <p>⑧指定の議決</p> <p>↓</p> <p>⑨協定の締結</p> | <p>①実施方針の策定 PFI事業に必要な事項に加え、施設の概要の中で、当該施設を公の施設とし、PFI事業者を指定管理者として指定する予定である旨を記載。</p> <p>③PFI事業者の募集 募集にあたっては、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に定める候補者の選定基準にも留意した提案を求めること。</p> <p>⑤契約 PFI事業契約において、「指定の議決」及び利用料金制度を前提とする場合は「公の施設の設置条例」が可決された時点で有効となる停止条件を付する必要がある。契約の条項は、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に定める協定で定める事項にも配慮しておくこと。</p> <p>⑥施設設置条例(※1) 契約の議決と同時に施設設置条例も制定する。条例の中で、「指定管理者による管理」、「指定管理者の指定の手続き」、「指定管理者が行う管理の基準」等を定める。</p> <p>⑦指定管理者の選定(※2) PFI事業者からの申請をもとに、審査を行う。</p> <p>⑧指定の議決 PFI事業者を指定管理者として議決を得る。</p> |
| <p><留意点></p> <p>※1 設置条例の制定時期については、一般的には公の施設として住民の利用に供しえる段階で設置及び管理に関する条例を定めることになるが、「前もって条例を公布しておき、その行は公用開始を規則で実際に利用し供しうる状態になったときに行する扱ひも可(「地方財務実務提要」参照)とされていることから、業務の具体的範囲が確定するPFI事業契約締結と同じ議会で制定し、次回の議会で指定の議決ができるよう速やかに候補者選定の手続きに進む。</p> <p>※2 指定管理者の指定は、PFI事業契約のような単なる請負契約ではなく行政処分になるため、指定の審査についてはPFIの事業者選定とは別に審査する。</p> | | |

熊本市〇〇〇〇条例

(指定管理者による管理)

第◇条 〇〇〇〇の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第◇条 前条の規定による指定を受けようとするものは、〇〇〇〇の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 〇〇〇〇の運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) 〇〇〇〇の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第◇条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、〇〇〇〇の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第◇条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 〇〇〇〇の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) 〇〇〇〇の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 第◇条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (3) 前 3 号に掲げるもののほか、〇〇〇〇の管理運営上市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第◇条 指定管理者は、指定を受けるときは市と〇〇〇〇の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第◇条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第◇条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）第 12 条の 2 に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、〇〇〇〇の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

II 公有財産の取り扱い

1 PFI 事業の施設用地の位置づけ

BTO 方式で行う場合、当該施設の用地は行政財産と位置づけられますが、一方で、BOT 方式で行う場合で、当該事業期間中 PFI 事業者に対して普通財産として用地を貸し付けるときは、事業終了時に当該施設の所有者が当該地方公共団体に移転し、行政財産になる時点において、当該施設も普通財産から行政財産に切り替える必要があります。

2 行政財産の PFI 事業者への貸し付けの特例

行政財産については、地方自治法第 238 条の 4 第 1 項の規定により、私権設定に制約がありますが、PFI 事業における場合は PFI 法に基づき、行政財産の貸し付けに関する次のような特例が設けられています。

PFI 法による行政財産貸し付けの特例

- ①選定事業者が特定建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。
- ②行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定民間施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。
- ③行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者に貸し付けることができる。
- ④また、地方公共団体は必要があると認めるときは、PFI 事業期間中、公有財産を無償又は時価より低い対価で PFI 事業者を使用させることができる。

Ⅲ 市民等との協働

1 PI（パブリックインボルブメント）の実施

事業の立案・実施に際しては、公共としての説明責任を果たし、市民ニーズを反映した事業の実施を行うことが重要であり、適切な時期にPIを実施することが必要です。

PI実施に当たっては、担当部局において、対象となる案件の内容、時期、工期その他の制約条件等を考慮し、「市民参画手続きマニュアル」を参考に、最も適切かつ効率的な手法を選択して実施することになりますが、設計や運用等に関する市民、関係機関、団体等の意見や要望を事業に反映させる場合には、要求水準書の作成時期までに意見を整理し、反映させる必要があります。

要求水準書には、基本的には性能発注の形で盛り込むことになりますが、性能発注では要求が伝わらないような場合は、その部分だけ仕様を細かく表す形で発注することも可能です。

なお、手法によっては多大な時間を要することも想定されますので、事業全体のスケジュールについては十分に留意する必要があります。

資料編

1. 用語集

2. 国の法令及びガイドラインと改定の変遷

1. 用語集

■ あ行

RO(Rehabilitate Operate : リハビリテイト・オペレート)

民間事業者が自ら資金調達を行い、既存施設の改修・補修 (Rehabilitate) を行い、管理・運営 (Operate) を一体的に行うPFI事業の方式の一つ。

ROT(Rehabilitate Operate Transfer : リハビリテイト・オペレート・トランスファー)

民間事業者が既存施設を補修 (Rehabilitate)、一定期間の管理・運営 (Operate) を行った後、公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する PFI 事業の方式の一つ。

ESCO (Energy Service Company : エネルギー・サービス・カンパニー)

ESCO 事業は、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、お客様の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかるすべてのサービスを提供。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態 (パフォーマンス契約) をとることにより、顧客の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。

公の施設

地方自治体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられる施設をいう (地方自治法第 244 条)。

公の施設と呼ばれるためには以下の 5 つの要件を満たす必要があり、例としては公園、病院、学校、博物館等が挙げられる。

- ①住民の利用に供すること
- ②区域内に住所を有する者の利用に供すること
- ③住民の福祉を増進する目的をもつこと
- ④物的施設であること
- ⑤地方自治体が施設について何らかの権原 (所有権、賃借権等) を取得していること

■ か行

公設民営

国や地方公共団体が施設を設置し、その施設運営を民間の企業・団体に代行させたりする方式。広い意味で、指定管理者制度や DB 方式なども含まれる。

公募型プロポーザル方式

公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先順位を決めた後、最優先順位の者と契約を締結するもの。随意契約の方法であり、予定価格の範囲内での契約金額の交渉を行う。採用に当たっては調達内容が随意契約の要件を満たしている必要がある。

コンセッション方式

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共に残したまま、運営を行う権利を民間事業者を設定する公共施設等運営権方式。

コンソーシアム (Consortium)

企業連合、共同体。

PFI 事業においては一般的に、業務が設計、建設、修繕、清掃、警備等多岐にわたるため、複数の企業がコンソーシアムを形成し、事業を遂行することが多い。

■ さ行

サービス購入型

PFI における基本的な事業形態の一つ。民間事業者が公共の要求水準に合うサービスを提供し、公共部門がサービスの提供に対し対価を支払う。

指定管理者制度

指定管理者制度は、住民の福祉の増進を図るため、地方公共団体が設置した「公の施設」の管理について、民間事業者を含む地方公共団体が指定するもの（「指定管理者」）に行わせる制度。

ジョイント・ベンチャー型 (共同事業型)

PFI における基本的な事業形態の一つ。公共と民間事業者が事業費等を分担して公共施設整備を進めるもので、運営は民間事業者が行う。

総合評価一般競争入札 (地方自治法施行令 167 条の 10 の 2)

予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定するもの。

■ た行

直接契約（ダイレクトアグリーメント(Direct Agreement)）

民間事業者が事業遂行困難となった場合に、資金を供給している金融機関がプロジェクトの修復を目的に、事業に介入するための必要事項を規定した公共と金融機関との間で直接結ばれる契約。

直接契約を締結する必要性としては、公共、金融機関それぞれ以下の点が挙げられる。

（公共）

公共サービスの提供に緊急事態が生じている場合を除き、金融機関の介入による事業再建を図ることは、金融機関のノウハウの活用、事業リスクの適切な負担の観点から公共側にとっても有益である。また、公共サービスの安定的供給という観点からも、金融機関の介入する機会を与えるとともに、金融機関の資金供給停止や担保権実行に際し、公共側が事前に調整を行えるよう取り決めておくことで、公共サービスが突然停止するというリスクを避けることができる。

（金融機関）

PFI 事業者に対する資金供与はプロジェクトファイナンスの形態をとることが通常である。この場合、金融機関にとっては事業から生み出されるキャッシュフロー（収支）及び事業資産のみが拠り所となる。事業の性格上事業資産の売却、民間転用が困難であることを考えれば、金融機関は民間事業者が事業遂行困難となった場合に、事業再構築、事業継続を自ら積極的に行おうとする強い動機を有している。したがって、公共側と金融機関で直接契約を結び公共が事業契約を解除する事由が発生した場合は、契約が解除される前に、金融機関が事業の再構築を図る機会が保証されることが、資金供給の大前提となる。

特定建築者制度

市街地再開発事業において整備する再開発ビルを施行者に成り代わり建築させることができる制度。市街地再開発事業では、施設建築物の建築は、施行者自ら行うことが原則となっているが、施行者の負担を軽減すると同時に、民間事業者等の能力の積極的活用による事業の円滑化を図る趣旨から、昭和 55 年の都市再開発法改正により特定建築者制度が導入された。この制度により、民間資金やノウハウを積極的に活用することができる。

特別目的会社(SPC(Special Purpose Company))

プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフロー（収支）を親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。

PFI においては、PFI 事業を目的とする SPC が民間事業者により設立される場合が多い。

独立採算型

PFIにおける基本的な事業形態の一つ。公共が民間事業者に公共施設の建設・運営の許可を与え、民間事業者が建設・運営コストを料金収入によって回収する。

■ は行

PSC (Public Sector Comparator : パブリック・セクター・コンパレータ)

公共が、従来通り当該事業を実施した場合のコスト。建設コスト等の初期投資額や維持管理、運営に要する費用や資金調達に伴って発生するコスト等を含む総費用である

PPP (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ)

PPPとは官民が連携して公共サービスの提供を行う手法。PFIや指定管理者制度、BDOなどの手法の全てを包含するもの。

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

PFIとは、従来は国や地方公共団体といった公共部門が実施してきた住民への公共サービス提供のための一つの手法として、民間の資金・創意工夫を可能な限り広範に活用して実施しようとするものである。1992年(平成4年)に、英国にて世界で初めてPFIの考え方が発表され、その後世界各国において採用されている。

PFI-LCC (Life Cycle Cost : ライフサイクルコスト)

PFI事業として実施する場合の事業期間を通じた公的財政負担の見込額。

施設の設計から維持管理、運営までを一括して民間事業者に発注することによりライフサイクルコストの低減が可能になることは、PFIを実施するメリットの一つである。

BLO(Build Lease Operate : ビルト・リース・オペレート)

民間が自ら資金調達を行い施設を建設し、その後、施設を民間から公共にリース、事業終了段階で、公共への施設の所有権移転を行わず、民間が保有継続もしくは撤去する手法。

BLT (Build Lease Transfer : ビルト・リース・トランスファー)

民間が自ら資金調達を行い、施設を建設し、その後、施設を民間から公共にリース、事業終了段階で、公共に施設の所有権を移転する手法。

BOO (Build Own Operate : ビルト・OWN・オペレート)

事業方式の一つ。民間事業者が自ら資金を調達、施設を建設(Build)し、施設を保有(Own)したまま一定期間管理・運営(Operate)を行うが、BOTと違い所有権は公共に移転しない方式。

BOT(Build Operate Transfer : ビルト・オペレート・トランスファー)

事業方式の一つ。民間事業者が自ら資金を調達、施設を建設 (Build)、一定期間管理・運営 (Operate) を行い、資金回収後、公共に施設の所有権を移転 (Transfer) する方式。

BT(Build Transfer : ビルト・トランスファー)

民間が自ら資金調達を行い、施設を建設、その後、施設の所有権を民間から公共に移転するPFI事業の方式の一つ。

BTO(Build Transfer Operate ビルト・トランスファー・オペレート)

事業方式の一つ。民間事業者が自ら資金を調達、施設を整備 (Build)、施設の所有権を公共に移転 (Transfer)、一定期間管理・運営 (Operate) する PFI 事業の方式の一つ。

VFM (Value for Money : ヴァリュ・フォー・マネー)

一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。従来方式での当該公共事業の事業機関全体を通じた公的財政負担額の現在価値とPFI事業として実施する場合の事業期間を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を比較することにより算出される。

プロジェクトファイナンス (Project Finance)

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフロー (収支) のみに依存するファイナンスのこと。また、担保は当該事業に関連する資産 (含む契約上の権利) に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証、担保提供等は原則としてない。

プロジェクトファイナンスの機能のひとつは、従来、事業主が全面的に負っていた事業に関する様々なリスクを、金融機関を含めた複数の関係者のうち最も適切にリスクコントロールできる者が分担することでリスクの分散が可能になるところにある。

PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行う特別目的会社 (SPC) が設立されること、収入は当該PFI事業により生み出されるキャッシュフロー (収支) に限られること、公共と民間事業者とのリスク分担が決められており、一方が包括的に事業リスクを負うものではないことからプロジェクトファイナンスによる資金調達になじみやすいものとなっており、実際にプロジェクトファイナンスによる資金調達が多くの事業で行われている。

包括的民間委託

複数の業務や施設を包括的に委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営する方式。

■ ま行

モニタリング

P F I 事業において、事業開始後における民間事業者のサービス提供の水準が公共の要求水準を満たしているか否かについて公共がチェックを行うこと。

モニタリングの結果、要求水準を満たしていないということになれば、サービス対価の減額等が行われることになる。

■ ら行

リスク (Risk)

ある事柄に関し不確実にしか予見できない場合において、その事柄が原因となり、追加費用が発生する、損失を被る、期待した収益をあげられないといった好ましからぬ事態が生じる可能性のこと。

リスク分担

事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者とで分担すること。

リスク分担については、実施方針等においてリスク分担表の形式で示されることが多い。リスク分担における原則は「各々のリスクを最も適切にリスクコントロールできる者がリスクを負担する」ということであり、「可能な限り多くのリスクを民間事業者側に負担させる」ということではないことに注意すべきである。

2. 国の法令及びガイドラインと改定の変遷

| |
|---|
| 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法） |
| <p>（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号 平成 11 年 9 月 24 日施行） （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号 平成 13 年 1 月 6 日施行） （平成 13 年 12 月 12 日法律第 151 号一部改正 同日施行）【第 1 次改正】 （平成 14 年 5 月 29 日法律第 45 号一部改正 平成 15 年 4 月 1 日施行） （平成 15 年 7 月 30 日法律第 132 号一部改正 ） （平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号一部改正 平成 18 年 5 月 1 日施行） （平成 17 年 8 月 15 日法律第 95 号一部改正 同日施行）【第 2 次改正】 （平成 18 年 6 月 7 日法律第 53 号一部改正 ） （平成 19 年 6 月 13 日法律第 85 号一部改正 同日施行） （平成 23 年 6 月 1 日法律第 57 号一部改正）【第 3 次改正】 （平成 25 年 6 月 12 日法律第 34 号一部改正）【第 4 次改正】 （平成 26 年 6 月 4 日法律第 56 号一部改正） （平成 26 年 6 月 27 日法律第 91 号一部改正） （平成 27 年 9 月 18 日法律第 71 号一部改正）【第 5 次改正】</p> |
| 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令 |
| <p>（平成 11 年 9 月 22 日政令第 279 号） （平成 23 年 11 月 28 日政令第 355 号） （平成 25 年 9 月 4 日政令第 256 号） （平成 27 年 12 月 1 日政令第 375 号）</p> |
| 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 |
| <p>（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号） （平成 25 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号） （平成 27 年 12 月 18 日）</p> |
| PFI 実施プロセスに関するガイドライン |
| <p>（平成 13 年 1 月 22 日政府 PFI 推進委員会取りまとめ） （平成 19 年 6 月 29 日改訂） （平成 26 年 6 月 16 日改訂）</p> |
| PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン |
| <p>（平成 13 年 7 月 27 日政府 PFI 推進委員会取りまとめ） （平成 25 年 9 月 20 日改訂）</p> |
| VFM（Value For Money）に関するガイドライン |
| <p>（平成 13 年 7 月 27 日政府 PFI 推進委員会取りまとめ） （平成 20 年 7 月 15 日改訂） （平成 26 年 6 月 16 日改訂）</p> |
| 契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項について |
| <p>（平成 15 年 6 月 23 日政府 PFI 推進委員会取りまとめ） （平成 25 年 9 月 20 日改訂）</p> |
| モニタリングに関するガイドライン |
| <p>（平成 15 年 6 月 23 日政府 PFI 推進委員会取りまとめ） （平成 25 年 9 月 20 日改訂）</p> |
| 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン |
| <p>（平成 25 年 9 月 20 日政府 PFI 推進委員会取りまとめ）</p> |
| 地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニュアル |
| <p>（平成 26 年 6 月 16 日政府 PFI 推進委員会取りまとめ）</p> |
| 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請） |
| <p>（平成 27 年 12 月 17 日府政経シ第 886 号、総行地第 154 号）</p> |